

# **IDEA は誰のために？**

**2004 年個別障害者教育法**  
**(Individuals with Disabilities Education**  
**Improvement Act of 2004, IDEA)**  
**の保護者への手引き**  
**(A Parent's Guide to the Individuals**  
**with Disabilities Education**  
**Improvement Act of 2004, IDEA)**

オハイオ州教育省 (Ohio Department of Education)  
特殊児童局 (Office of Exceptional Children)  
25 South Front Street, 2<sup>nd</sup> Floor  
Columbus, Ohio 43215-4183

2010 年 7 月 1 日

# 目次

はじめに	
子供が学校での学習に困難がある場合には	
サービスを受ける手順 .....	3
よくある質問への回答	
支援の要請 .....	10
照会 .....	10
通知 .....	10
代理親 .....	12
同意 .....	12
評価 .....	14
再評価 .....	16
個別教育評価 .....	17
個別教育計画（Individualized Education Program、IEP） .....	19
就学延長サービス .....	23
生徒の移籍 .....	24
移行 .....	25
記録 .....	27
係争および懸案事項の解決方法 .....	29
調停 .....	30
IEP 円滑化 .....	32
不服申立て手続き .....	32
適法手続き .....	36
懲戒 .....	46
非公立学校（私立学校） .....	52
付録	
定義 .....	55
障害用語の定義 .....	61
調停、不服申立て、適法な不服申立て別紙様式 .....	63
調停の直接要請	
不服申立て様式	
適法な不服申立ておよび適法な聴聞の要請	
不服申立ておよび／または適法手続き取消し	

## はじめに

あなたが、教育の支障となる障害を持つ子供や、そのような障害の疑いのある子供の親であるならば、この手引書はあなたの子供の教育にとって貴重な資料となるでしょう。

「*IDEA は誰のために?*」では 2004 年個別障害者教育法 (IDEA) の用語の要点がまとめられており、あなたが子供の教育における効率的なパートナーになるために役立ちます。本手引書はオハイオ州教育省特殊児童局 (Ohio Department of Education's Office for Exceptional Children, ODE/OEC) によって作成されました。

以下では、あなたの居住地の学区やその他の公的機関と連携して、あなたの子供が障害を持つかどうかを判定するにはどうすればよいかについて説明されています。そして子供に障害が判定された場合、特殊教育や関連サービス受給資格の判定についての手順が説明されています。

この手引書はまた「適正手続きの通知」と呼ばれ、特殊教育法のもと適格障害児童を対象とした「無料で適切な公教育」 (free appropriate public education, FAPE) に対するあなたの権利を確認するものです。これは、どのように特殊教育サービスが行われるかを説明し、また援助依頼に関する連絡先の一覧資料を提供するものです。

この手引書に含まれる権利および手続きは最初に連邦法で概説されたため、あなたにとって馴染みのない法律用語が使用されている場合があります。この情報を分かりやすく利用しやすいものにするために、これらの法的表現をできる限り簡明にしました。本手引書で用いられる法律用語は、本文中でできる限り解説し、また全法律用語が「定義」という節で十分に説明されています。これらの用語に簡単に目を通してから本手引書を読むことをおすすめします。

「定義」の節は本手引書の 56 ページから始まります。

注：本保護者への手引書は、オハイオ州法 (Administrative Code) 第 3301-51 章内の州特殊教育規定、*オハイオ州障害児童サービス提供教育機関に対する運営基準 (Operating Standards for Ohio Educational Agencies Serving Children with Disabilities)* を要約したものです。本手引書には該教育規定の全条項は含まれておらず、また、教育規定に関する法的助言や法的解釈を提供するものではありません。運営基準はオハイオ州教育省 (Ohio Department of Education, OED) のホームページ [education.ohio.gov](http://education.ohio.gov) に掲載されており、「*運営基準 障害*」でキーワード検索して完全な教育規定を参照してください。また、法的助言や法的解釈についてはあなたの弁護士にご相談ください。本運営基準は、障害児童教育に関する州法 (オハイオ修正州法 (Revised Code) 第 3323 章)、連邦法 (2004 年個別障害者教育法 (Individuals with Disabilities Education Improvement Act of 2004))、および連邦規則 (Code of Federal Regulations, C.F.R.) 第 34 編第 300 部に基づくものです。これらの資料も OED のホームページ [edresourcesohio.org](http://edresourcesohio.org) に掲載されています。

## 子供が学校での学習に困難がある場合には？

一般に IDEA と略称される 2004 年個別障害者教育法により、子供の障害の程度によって必要とされた場合、子供の教育ニーズを決定し、特殊教育サービスを受けるための手続きが定められています。以下に、この手続きを大まかな実施手順に従って紹介します：

1. **支援の要請**—この段階は、親が学区との関係を開始し、子供が学校で困難を感じている可能性を示す初期の要注意の兆候があれば、親と学区が協調して取り組むことができるのに役立ちます。
2. **評価の要請**—学区では、今までに多くの児童について学校での学習や機能の程度を評価してきました。この経験に基づき、子供の評価のために貴重な資源を提供できます。
3. **評価**—この段階は、子供に特殊教育サービスを必要とする障害があるかどうかを学区が特定します（すべての障害が特殊教育サービスを必要とするわけではないからです）。この評価により、子供が必要とする特殊教育サービスの種類を提案し、または他の生徒とともに通常の教室で学習可能であるかを確認します。親も評価チームの一員として、子供の評価手続きに加わっていただけます。
4. **個別教育計画（individualized education program、IEP）の作成**—子供が特殊教育を必要とする障害を持つという評価結果が出た場合、子供の学習目標を設定し、その目標に向けて進めるよう、個人に合った IEP が立案されます。
5. **年次評価**—毎年、公立学校区は子供の IEP がどの程度機能しているかを評価し、子供が適切な進歩を達成できるように教育計画を調整して対応します。
6. **再評価**—子供の学習能力に重要な変化があるかどうかを調べるため、IDEA 法では 3 年毎に子供を再評価するよう規定されています。この「再評価」によって、子供が受けている支援やサービスが適切なものかどうかということも、保護者と学区に明らかになります。それに応じて学区が適切に対処できることとなります。
7. **中立的教育評価（independent education evaluation、IEE）**—学区による子供の評価が正確であると完全に納得できない場合には、学区に雇用されていない有資格専門家による評価を親が手配できます。この評価は、学区によって費用が負担される場合もあります。

## サービスを受ける手順

下の表では、前ページで述べられた、障害を持つ子供に対する教育サービスを受ける7つの手順がまとめられています。これらの手順のほとんどについて、本手引書の後段でより詳しい情報がよくある質問への回答の節で示されています。質問、情報提供、子供の教育に関する決定への援助を通じて、この過程で積極的な役割を果たす計画を立ててください。

	親	学区
支援の要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 教師に連絡をとり、子供が障害を持っている可能性について話し合う。</li> <li>★ 子供に関する有益な情報を提供する。</li> <li>★ 学区に支援を求める。</li> <li>★ 学区による子供が障害を持つかどうかの判定に助力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 子供が障害を持っている可能性がある疑いがある場合には、親に連絡する。</li> <li>★ 子供の学習を助けるため異なった指導方策を用い、結果記録を残しておく。</li> <li>★ 子供が特殊教育サービスの評価を受けるべきかを判定するミーティングに参加するよう親に連絡をとる。</li> <li>□ 「支援介入チーム」を利用して新しい指導法を提案し、結果記録を残しておく。（「定義」節内、支援介入チーム、を参照のこと）。</li> </ul>
評価の要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 口頭または書面にて、障害の疑いがある子供を評価するよう要請する。学区の応答期限開始日がいつであるかという資料となるため、要請は書面で行うのが望ましい。</li> <li>★ 保護者支援グループの情報を求める。</li> <li>★ 子供を評価してよいという同意書（許可書）を提出する。同意するということは、子供の評価について全ての必要な情報を得たことを意味する。子供の評価に同意した時点で、学区が子供に特殊教育サービスを提供開始することに同意するものではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 評価手続きを開始する。</li> <li>★ 親に連絡し、要請（照会）手続きの説明とともに「IDEAは誰のために？」を一部提供する。</li> <li>★ 事前通知書の写しを親に届ける。（学区は、子供の特殊教育サービス受給資格あるいはその受給に関し何らかの処置を提案する前に、この通知を親に届ける。学区は、子供の特殊教育サービス受給資格あるいはその受給に関し何らかの処置を拒否する場合にも、事前通知様式を親に届ける）（詳細は「通知」の節を参照のこと。）</li> <li>★ 学区が子供の障害を疑う場合には、親に同意書を依頼する。</li> <li>★ 親の評価についての同意書を受け取る。</li> </ul>
★ 親の選択	□ 学区の選択	★ 学区の要件

	親	学区
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 子供の特殊教育サービス受給の資格判定などの評価チーム活動に参加する。</li> <li>★ 評価手続に対し情報（病歴、家族歴、学歴、子供の長所やニーズに関する親の所見など）を提供する。</li> </ul> <p>子供が特殊教育および関連サービスの受給資格無しと判定され、判定内容に同意しない場合、以下の行動をとることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>★ 「中立的教育評価」（independent educational evaluation）を要請する。（これは、学区に雇用されていない人物による評価となる。詳細は「定義」の節を参照のこと）。</li> <li>★ 「適法な聴聞」を要請する（これは意見の不一致を解決するための聴聞形式である。詳細は「定義」の節を参照のこと。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 評価手続に参加するよう親に連絡する。</li> <li>★ 親と協調して、評価チーム報告書にまとめられる評価計画を作成する。</li> <li>★ 評価計画の内容を示した事前通知書を親に届ける。</li> <li>★ 親、教師、その他の人物から子供に関する情報を収集する。</li> <li>★ 親の評価同意書を受け取ってから 60 日以内に評価を完了する。</li> <li>★ 評価チームミーティングを親を同伴のうえ実施する。</li> <li>★ 評価結果を要約、分析する。</li> <li>★ 子供の特殊教育サービス受給資格を判定する。子供に受給資格が認められれば、照会日より 120 日以内または同意書の日付けより 90 日以内に IEP が完成される。ミーティング参加者は「IEP チーム」とされる（「定義」の節を参照のこと）。</li> <li>★ 評価チームミーティング後 14 日、または IEP チームミーティング実施日のいずれか早い方を期限として、親に評価チーム報告書の写しを届ける。</li> </ul> <p>子供が特殊教育サービス受給資格なしとされた場合、学区は：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>★ 評価チーム報告書の写しを親に届ける。</li> <li>★ 他の適切な変更や「介入」（支援の形態）を決定する。</li> <li>★ 別の連邦法である 1973 年リハビリテーション法（Rehabilitation Act of 1973）504 条のもと、子供にサービス受給資格があるかを考慮する。</li> </ul>
★ 親の選択	<input type="checkbox"/> 学区の選択	★学区の要件

	親	学区
IEP ミーティング前	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ IEP に対する学区の提案内容の写しを要請する。</li> <li>★ 必要であれば、家族の一員、友人、代弁者にミーティングに同席してもらうよう依頼する。</li> <li>★ 必要であれば、特殊専門知識や子供に対する知見を持つ人物にミーティングに同席してもらう。</li> <li>★ IEP に関する懸案事項、質問、提案があれば書面で用意し、IEP ミーティング前に学区に伝える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ IEP ミーティングの開催および出席者について親および／または生徒に通知する。（詳細は「通知」の節を参照のこと。）</li> <li>★ 当事者全員が合意する時間と場所を決定する。</li> <li>□ IEP に関する懸案事項、質問、提案があれば書面で用意し、事前に親に伝える。</li> <li>★ 適当と認められた場合、あるいは高校からの移行が検討される場合には常に、子供を IEP ミーティングに同席させる。（「定義」節内の移行を参照のこと。）</li> </ul>
★ 親の選択	□ 学区の選択	★学区の要件

	親	学区
<p>初回 IEP ミーティング中</p>	<p>★ 以下の IEP ミーティング活動に参加する、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子供の長所やニーズに関する情報の共有</li> <li>○ 測定可能な年次目標、短期的目的、指標の設定を援助；および</li> <li>○ 子供にとって適切な特殊教育および関連サービスを学区と協調して決定</li> </ul> <p>★ 子供が一般教育課程（ある学年の生徒の学習内容のこと）に参加し進歩を達成できるよう特殊教育および関連サービスを受けると同意する、あるいはそのような同意を拒否する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子供が特殊教育および関連各種サービスを受けるとの同意に拒否した場合には、学区は「無料で適切な公教育を提供する義務はなく、子供は IDEA の保護内容の対象外とされる。（無料で適切な公教育については、「定義」の節を参照のこと。）</li> <li>○ 初回 IEP に限り、1つあるいは複数の特定のサービスを拒否する選択肢がある。</li> </ul>	<p>★ 評価結果と子供の受給資格の問題について親と検討する。</p> <p>★ 子供に受給資格があると認められた場合には、以下の要点を含めた IEP を作成する：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子供の長所とニーズ；</li> <li>○ 測定可能な年次目標、短期的目的、指標；</li> <li>○ 子供が一般教育課程に参加し進歩を達成することができるような特殊教育および関連サービス；および</li> <li>○ 子供のニーズを考慮したそのたの事項。</li> </ul> <p>★ 学区が特殊教育サービスを供給する意志を示した事前通知書を親に届ける。親が 1 種類のサービスを拒否した場合には、学区は子供に対する他のサービス給付を拒否することはできない。</p> <p>★ IEP ミーティング後 30 日以内に、IEP 最終版を親に届ける。</p> <p>★ 子供の教育責任を有する普通教育教師、特殊教育教師、その他全てのサービス提供者に対し、子供の IEP へのアクセスを確保する。</p>
<p>★ 親の選択</p>	<p><input type="checkbox"/> 学区の選択</p>	<p>★学区の要件</p>



	親	学区
年次評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ IEP に対する学区の提案内容の写しを要請する。</li> <li>★ ミーティングで参考となり得る子供の学校関連資料その他の情報を集める。</li> <li>★ 必要であれば、支援者を 1 名以上同伴する。</li> <li>★ 現行の IEP を見直す。</li> <li>★ IEP に関する懸案事項、質問、提案を書面で用意し、事前に学区に伝える。</li> <li>★ 子供の IEP に同意しない場合、異議の解決を試みるために、係争解決の手続きを取ることができる。</li> <li>□ 特殊教育や関連サービスのため新しい場所に子供を移動する場合、同意書を提出する。子供の移動が学校規則を破ったことによる学区の懲戒の一環である場合、同意書は必要とされない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 初回（1 回目）IEP ミーティングと同様、年次評価に参加するよう親に連絡する。</li> <li>★ 子供の進歩について情報を収集する。</li> <li>□ IEP に関する懸案事項、質問、提案を書面で用意し、事前に親に伝える。</li> <li>★ ミーティング時、現行の IEP を見直し、必要であれば改定する。</li> <li>★ IEP ミーティング後、IEP の全内容に全員の同意が得られない場合、年次評価の事前通知書を親に届ける。</li> <li>★ ミーティング後 30 日以内に、子供の IEP 最終版を届ける。</li> <li>★ 子供の教育責任を有する普通教育教師、特殊教育教師、その他全てのサービス提供者に対し、子供の IEP へのアクセスを確保する。</li> </ul>
★ 親の選択	□ 学区の選択	★学区の要件

	親	学区
再評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 子供に関する現在の情報についての評価に参加する。</li> <li>★ 再評価の手続きに参加する。</li> <li>★ 追加のアセスメントを要請してもよい。子供の行動、進歩、障害、資格を測定するため様々な段階の活動がアセスメントの対象とされる。（アセスメントに関する詳細は「定義」の節を参照のこと。）</li> <li>★ 同意書を提出する、または追加のアセスメントを拒否する。</li> <li>★ 子供に継続して特殊教育サービスの受給資格があるかどうかの判定に援助する。</li> <li>★ 子供のニーズに変化がみられる場合、通常3年の間隔よりも早く評価を要請する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 再評価手続きへの親の参加を勧める。</li> <li>★ 子供が継続して受給資格を有するかを判定するため、追加のアセスメントを要請する権利が親にあるということも含めて、再評価手続きを説明する。</li> <li>★ 子供の再評価について親に事前通知書を届ける。</li> <li>★ 追加のアセスメントが必要な場合、また追加の評価を要請した場合、再評価についての同意書を入手する。</li> <li>★ 子供の評価を実施する職員について、また、再評価で用いられるものがある場合にはアセスメントの種類について、親に情報を提供する。</li> <li>★ 親を同伴して IEP チームミーティングを実施する。</li> <li>★ 子供に継続して特殊教育サービスの受給資格があるかどうかの判定に援助する機会を、親に提供する。</li> <li>★ 評価チーム報告書を検討するための親—学区間ミーティング実施後14日以内に、評価チーム報告書の写しを親に届ける。</li> </ul>

	親	学区
<p>中立的教育評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 学区の評価に同意しない場合は学校に知らせる。</li> <li>★ 中立的評価実施者の一覧や中立的教育評価に関する学区の基準（要件）を要請できる。これらの要件には、場所、評価費用、評価実施者の受けた研修・保持資格などが含まれる。</li> <li>★ 学区の評価が適切である旨の適法な不服申立てを学区が提出しない限り、公的費用で子供の中立的教育評価を実施してもよい。適法な不服申立てとは、子供の特種教育サービス受給資格またはその受給に関する不服である。（「定義」節内の適法な不服申立ておよび聴聞を参照のこと）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 親が学区の評価に同意しない場合は、中立的教育評価を要請する権利について説明する。</li> <li>□ 学区の評価に同意しない親の理由を質問する。（この依頼に対し、親に回答義務はない。）</li> <li>★ 中立的教育評価の入手情報を提供する。</li> <li>★ 中立的教育評価を提供する、そうでなければ、親に事前通知書を届ける。この書面は、学区評価の正確性を確信しているため、学区により適法な聴聞が要請された旨通知するものである。</li> </ul>
<p>★ 親の選択</p>	<p>□ 学区の選択</p>	<p>★学区の要件</p>

## よくある質問への回答

### 支援の要請

**子供が学校での学習に困難を感じている場合、何をすべきですか？**

次のように対処してください。

- 教師に連絡をとり、親の懸念について話し合い、有益と思われる情報を提供する。
- 支援を求める。
- ミーティングに参加し、子供に障害の疑いがあるかどうかを判定する。

**子供が学校での学習に困難を感じていると教師より報告があった場合には？**

学区による次のような対処が考えられます。

- 情報入手のため親に連絡する。
- 子供に異なった指導方策を用い、結果記録を残しておく。
- 介入支援チームを利用して子供に対する付加的な指導法を作成し、結果記録を残しておく。および／または
- 子供の障害の有無を判定するためのミーティングに参加するよう親に連絡する。

子供に障害があるのではと疑いを持つ場合、子供の評価を要請できます。この評価の要請は、「照会」と呼ばれます。

子供の発達度、またどのように学習し機能するかについての情報を入手するための様々な方法を用いて評価が行われます。

### 照会

**照会（評価の要請）は誰が行うことができますか？**

子供が障害を持ち、特殊教育および関連サービスが必要ではないか、と親や第三者が考える場合、以下のいずれかの人物が評価の照会を行うことができます。

- 親（あなた）
- 学校職員

- オハイオ州教育省またはその他公共機関

親（あなた）が照会を行う場合、

- 口頭または書面にて、障害の疑いがある子供の評価を要請できます。学区の応答期限開始日がいつであるかという資料となるため、書面での要請をおすすめします。

学校職員、オハイオ州教育省、その他公共機関が照会を行う場合、

- 学区より親に連絡があります。

照会后、評価が始まるまで、

- 照会日より30日以内に、「事前通知書」が親に届けられる必要があります。事前通知書は、学区は子供の特殊教育サービス受給資格あるいはその受給に関し何らかの措置を行うよう提案する、学区はこの問題について何ら措置を行うことを拒否する、といういずれかの内容となっており、どちらの場合でも学区側の決定期限の説明があります。
- 子供に障害の可能性があり評価が必要であると学区が判断した場合には、子供を評価してよいという同意書が親から学区に提出される必要があります。
- 子供を評価してよいという同意書の提出を親が拒否する場合、学区は「調停」または「適法な」手続きを利用して子供の評価の承認を入手できます。（これらの用語の説明は「定義」の節を参照してください。）

連邦法および州法で認められた各障害について、子供の特殊教育および関連サービスの受給資格要件が規定されています。本手引書の「障害用語の定義」という節で障害の定義がなされています。

### 通知

**適正手続きの通知とは何ですか？**

法律において、「適正手続きの通知」をある時点で親に届けるべきであると定められています。この通知は、障害を持つ子供に対し無料で適切

な公教育を受けさせる親の権利がまとめられており、これらの権利を行使する際の手引きとなります。お手持ちの手引書「**IDEA は誰のために？**」が、適正手続きの通知の役割を果たしています。本手引書では、支援を得るための連絡先が掲載されています。（「係争および懸案事項の解決方法」の節も参照してください。）

### **適正手続きの通知は、学区によっていつ届けられますか？**

学区は、学年度中 1 回のみ「**IDEA は誰のために？**」を 1 部親に送る義務があります。以下の場合には、その都度あらためて親に手引書が送られなければなりません。

- 1 回目（頻繁に「初回」と称されます）の照会または親による評価の要請時
- 学年度内で初めてオハイオ州教育省に不服申立てを親が提出した時（「不服申立て手続き」の節を参照してください）
- 学年度内で初めて適法な不服申立てを親が提出した時；
- 懲戒処分理由で子供の教育場所（頻繁に子供の「プレースメント」と称されます）が変更された時
- 親から要請があった時

学区のホームページに、現行の「**IDEA は誰のために？**」の内容を掲載できます。しかし上述の場合には、学区は適正手続きの通知を親に印刷版で送付を続ける義務があります。

### **事前通知書とは何ですか？**

学区が子供の特殊教育サービス受給資格およびその受給に関し何らかの措置を提案する前に、妥当な期間内に書面で情報が親に届けられる必要があります。また、学区が子供の特殊教育サービス受給資格およびその受給に関し何らの措置を拒否する場合にも、書面で情報が親に届けられることとなります。この情報は、事前通知書と呼ばれます。

以下のいずれかの場合にも、学区が親に事前通知書を届けなければなりません。

- 照会日より 30 日以内
- 懲戒処分理由で子供のプレースメントを変更する前

IEP の内容が同意されれば、子供の IEP が事前通知書の役割を果たします。親が IEP の内容に同意しない場合、学区は子供の IEP が実施される前に別の事前通知書を親に届ける義務があります。

事前通知書では、

- 学区が提案する措置または拒否する措置の内容が記載されなければなりません。
- 学区や機関が措置を提案するまたは拒否する根拠が説明されなければなりません。
- IEP チームにより検討された他の選択肢の内容、またそれらが却下された根拠が説明されなければなりません。
- 学区が判断材料として用いた評価手続、アセスメント、記録、報告書の各内容が記載されなければなりません。
- 学区の決定に影響を与えた他の要因が説明されなければなりません。
- 親の権利は適正手続きにより保護されている通知が含まれなければなりません。（該事前通知書が子供の評価に対する最初の照会でない場合、適正手続きの通知である手引書「**IDEA は誰のために？**」を学区があらたに親に送る義務はありません。しかし、手引書の写しの入手方法については学区から説明があります。）および、
- 事前通知書についての権利の理解に役立つ連絡先が特定されなければなりません。

親に届けられる事前通知書は、一般の人が理解できる言語で書かれていなければなりません。明らかに実行不可能な場合を除き、事前通知書は学区によって親の母語またはその他のコミュニケーション手段で作成されなければなりません。親の母語またはその他のコミュニケーション手段が書き言葉でない場合には、学区によって、親が書面内容を理解できるように口頭またはその他の手段を用いて翻訳されなければなりません。学区はこのような措置を取った旨の記録を書面で残す義務があります。

親が事前通知書に含まれる情報のいずれかに同意しない場合には、「係争および懸案事項の解決方法」の節を参照してください。

### **これら学区からの必要通知を E メールで受取ることはできますか？**

はい。学区が認める場合には、必要通知を E メールで受取ることができます。

## 代理親

### 代理親とは何ですか？

代理親とは、特殊教育サービスの受給資格およびその受給に関する全事項について、障害のある子供の代理となることができる人物です。次のいずれかが発生した時点で、学区は代理親を任命します。

- 親を特定できない。
- 学区が妥当な努力を払っても、親の所在が不明である。
- 子供が同伴者のいない、ホームレスの青少年である。または、
- 子供が州の被後見人である。

注：州の被後見人である子供の代理親が次の1番目と4番目の要件を満たす限り、学区の代わりに、子供の保護を監督する裁判官が代理親を任命できます。

代理親は以下の要件を満たす必要があります。

- 学区に雇用されておらず、公共児童サービス機関を含め、オハイオ州教育省または子供の教育や保護に係わるその他公共機関に雇用されていない（同伴者がいないホームレスの青年に仮の代理親が任命される場合には、この要件にいくつかの例外があります。）
- 代理する子供と個人的または職業上で衝突する利害関係を持たない。
- 子供を代理するために十分な知識と技能を有する。および、
- 代理親となるため州が認可する研修を終了している。

18歳になった子供は、代理親を要請できます。

代理親は特殊教育サービスの受給資格およびその受給に関する全事項について、子供の代理ができます。代理親は、子供に代理親が必要であると決定された日から**30日以内**にできるだけ早く任命されなければなりません。

学区が要請しかつ全当事者が同意する場合には、子供の学区、発達障害郡委員会、または他の教育機関が代理親を任命できます。

## 同意

### 同意とは何ですか？

同意とは以下を意味します。

- 提案されたアクティビティについて決断するために必要な**全ての**情報に関し十分な説明を親が受けたこと。この情報は、親の母語または親が用いるその他のコミュニケーション手段で提供されなければなりません。
- 提案されたアクティビティについて親が理解し、書面で同意すること。親が署名する同意書では、提案されたアクティビティ内容が説明され、公表予定の子供に関する記録があれば全て記載されなければなりません。またこれらの記録が誰に渡されるかも記載されなければなりません。
- 同意は自主的に行うものであり、いつでも取り消し可能であることを親が理解していること。および、
- 同意を取り消した場合、同意後かつ取り消し前に発生した措置を覆すことはないことと親が理解していること。

### 学区が親の同意書を必要とするのはいつですか？

以下の時点で、学区は親の同意を得るため妥当な努力を払う義務があります。

- 1回目の評価が開始される前
- 特殊教育および関連サービスが最初に提供される前
- 新たなテストが評価の一環として実施される場合、再評価が始まる前、および、
- サービスの場所（詳細は「定義」節内の代替プレースメント選択肢の連続体を参照してください）が変更される前。例外：子供が懲戒的理由で（「懲戒」の節を参照してください）現在の場所から移動される場合には、学区は親の同意を得る義務はありません。

学区は、親の同意を得ようとした試みの記録を残す必要があります。

子供の1回目の評価に親が同意した時点では、学区が子供に特殊教育サービスを提供開始することに親が同意するものではありません。

## 子供の1回目の評価に同意しない場合はどうなりますか？

「子供が障害児である」かどうかを判定するための1回目の評価について、学区は親の同意を得るため適切な努力を払う義務があります。

（「子供が障害児である」とは法律的表現で、単に、子供に障害があり学習するために特殊教育サービスを必要とするということを意味します。すべての障害児が特殊教育および関連サービスを必要としたり、受給資格があるわけではありません。）

子供の1回目の評価について親が同意しない場合、または同意の要請に親が応答しない場合、学区は次のいずれかの処置をとることができます

- 親に対し「適法な聴聞不服申立て」を提出する。（「定義」の節を参照してください）。
- オハイオ州教育省が提供する調停聴聞に学区と共に出席するよう親に要請する。調停の目的は、子供の学習を助けるためにどのような処置が必要かということについて、学区と親が合意できるよう取り計らうものです。または、
- 評価取りやめを決定する。この場合、学区は子供が特殊教育および関連サービスの受給資格なしとみなすことができます。

## 学区や他の公共機関により子供に提供される特殊教育や関連サービスに同意しない場合はどうなりますか？

1回目の評価結果により子供が障害児であると判明した場合、子供への特殊教育および関連サービス提供について学区と親の間で話し合いがあります。学区は、特殊教育および関連サービスの提供について親の同意を得るため適切な努力を払う義務があります。

親が応答しない場合、またはこの段階で学区が子供に特殊教育および関連サービスを提供することについての同意を親が拒否する場合、学区は親を相手に適法な聴聞不服申立てを提出できません。また、特殊教育および関連サービスの提供について親からの同意を得るため、両方で州レベルの調停に出席することを、学区が親に要請することもできません。

学区が特殊教育および関連サービスを提供することについての同意を親が拒否する場合、または同意の要請に親が応答しない場合、学区は子供に無料で適切な公教育を提供する義務はありません。学区はまた、子供の IEP（一般に「IEP」と呼ばれます）を作成する義務もありません。さらに、

- 学区によって子供に特殊教育および関連サービスが提供されない場合、学区が子供に無料で適切な公教育を提供するという要件に違反することにはなりません。
- 学区は、特殊教育および関連サービスに関して IEP チームミーティングを招集したり子供の IEP を作成する義務はありません。

## 初回の IEP 内の1つのサービスまたはアクティビティに同意を拒否し、他のサービスには同意する場合はどうなりますか？

学区や他の公共機関は、1つのサービスやアクティビティを親が拒否した場合、この拒否にもとづいて子供が受給資格のある他のいかなるサービスやアクティビティの提供を親または子供に拒否することはできません。

初回の IEP に限り、1つあるいは複数の特定のサービスへの同意を拒否する選択肢があり、子供には IEP の他のサービスが提供されます。

## 子供の IEP 年次評価中に、特定のサービスあるいはアクティビティへの同意を希望しない場合どうなりますか？

初回 IEP 後のすべての IEP については、特定のサービスを提供することに親が同意を拒否する場合、係争解決の手続きを取り、異議を解決しなければなりません。

## 特殊教育及び関連サービスへの同意を気が変わり取り消したい場合はどうなりますか？

あなたは特殊教育および関連サービスの同意を破棄し、子供をやめさせることができます。同意の破棄は、書面により行われなければなりません。学区があなたの書面による同意の破棄を受け取ると、次のようなことが行われます。

- 学区は記載されているように、事前通知書を親に届けるまでは、子供の IEP の実施を続けます。



- 事前通知書には次のような情報が含まれます。
- 子供の教育上の必要性の要約

● 子供に提供されなくなるすべての支援及びサービスの要約

● 子供が特殊教育を辞めてしまうと、障害児に与えられている権利および保護がすべて提供されなくなる。

○ 事前通知書が親に届けられると、学区は子供に対するIEPの実施をやめ、障害を持たない児童として扱うようになります。つまり、

- 学区は3年の再評価を実施しない。
- 学区はIEPミーティングをこれ以上実施しない。および、
- 子供は懲戒やテストも含めすべての目的に対し、普通教育の児童として扱われるようになる。

同意を破棄すると決めたととしても、IEPの一部については同意を破棄しないかもしれません。同意の破棄はIEP全体に対して行わなければなりません。親が子供のIEPの一部だけに同意できない場合は、異議を解決するために係争解決の手続きを取ってください。（「係争および懸案事項の解決方法」を参照してください。）

**特殊教育と関連サービスの同意を破棄した場合、子供にはまだ「無料で適切な公教育 (FAPE)」の受給資格がありますか？**

いいえ。学区は、あなたの子供を障害を持たない児童と同じように扱い、「無料で適切な公教育」をあなたの子供に提供する義務を負いません。

**同意を破棄する場合、学区は子供が特殊教育と関連サービスを受けたことがあるというすべての言及を、子供の教育記録から除去するのでしょうか？**

いいえ。学区には、親による同意の破棄を理由に、子供が特殊教育や関連サービスを受けたという言及を除去するために、子供の教育記録を改定する義務はありません。

**一度同意を破棄した場合、思い直して特殊教育と関連サービスを要請することはできますか？**

はい。親が思い直した場合には、子供は特殊教育と関連サービスの初回照会として扱われます。学区は初回評価を実施するために親の同意を求め、子供にサービスを提供する前に初回評価を実施します。

**子供の再評価に同意しない場合はどうなりますか？**

学区は、無料で適切な公教育を障害のある子供に提供する義務があり、子供に再評価が必要な場合、親の同意を得るために妥当な努力を払う義務があります。（この概念は「再評価」の節でさらに詳しく説明されています。）

親が応答しない場合、または子供の再評価についての同意を親が拒否する場合、学区は次のいずれかの処置をとることができます。

- 学区が子供についてすでに把握している情報を見直すことで再評価を実施し、新たなテストは行わない。
- 係争を解消するため、親に州選出の調停者とともに調停に出席するよう求める。
- 適法な聴聞を要請し、審問官によって子供に再評価が必要かどうか決定される。または、
- 再評価取りやめを決定する。この場合、学区は子供がサービスの受給資格なしとみなすことができます。

**州の被後見人についての同意を得る要件は何ですか？**

- 1回目の評価に関してのみ：子供が州の被後見人で親と同居していない場合、子供が障害児であるかどうかを判定するための1回目の評価について、次の場合には学区は親の同意を得る義務はありません。
  - 学区が妥当な努力を払っても、子供の親を見つけないことができない
  - 州法のもと子供の親の権利が取り上げられている
  - 州法のもと裁判官により、子供の教育上の決定を行う親の権利が取り上げられ、評価への同意を行う権利が別の個人に与えられている

**評価や再評価の手続きで同意が必要でないのはどのような場合ですか？**

次の場合親の同意は必要ありません。

- 評価および再評価の一環として、学区が収集済みの情報を見直す場合、または、
- 学区がテストまたは評価を全児童に対し実施する場合で、全児童について同意が必要とされていない場合。

**子供にホームスクールを行っていたり、親の費用で子供を私立学校に通わせていれば、次の場合はどうなりますか？**

- **子供の1回目の評価や再評価に同意しない場合、または、**
- **同意の要請に応答しない場合。**

親が子供にホームスクールを行っていたり、親の費用で子供を私立学校に通わせる場合、学区は、

- 親に対し適法な聴聞不服申立てを提出したり、子供の評価または再評価への同意を得るため州が調整する調停に学区と共に出席するよう親に要請できません。
- 子供のサービス受給資格を検討する義務はありません。
- 親の同意を得るため適切な努力を払い、かつ親の同意を得ようとした試みの記録を残さねばなりません。
- 子供のサービス受給資格を検討する義務はありません。
- 親の同意を得るため適切な努力を払い、かつ親の同意を得ようとした試みの記録を残さねばなりません。
- 

## 評価

**評価とは何ですか？**

評価とは、子供が障害児であるかを判定するのに有益な情報を収集するために用いられる手続きです。子供の教育ニーズを決定する助けともなります。

子供を評価する理由は次の通りです。

- 教育サービスを計画する出発点として、子供の能力の全体像を把握すること。これには、子供の学習面の達成度や子供の発達度の現状が含まれます。
- 子供の教育ニーズを満たすための勧告を行うこと。
- 子供に特殊教育および関連サービスが必要かどうかを判定すること。

**子供が障害児であるか判定するための1回目の評価は誰が要請できますか？**

親（あなた）、オハイオ州教育省、その他公共機関によって、子供が障害児かどうかを判定するための1回目の評価を要請できます。

1回目の評価の要請を受け取ってから30日以内に、居住地の学区は次のいずれかの処置を行います。

- 1回目の評価について親の同意を得る；または、
- 学区は子供に障害があるとは考えず、評価を実施しないという旨の事前通知書を親に届ける。

**子供に評価が必要とされるのはいつですか？**

居住地の学区が子供に障害があると考えられる場合、子供に評価が必要となります。

子供がすでに特殊教育および関連サービスを受けていれば、学区は再評価を実施し、子供に引き続き特殊教育および関連サービスの受給資格があるかを確認のうえ、現在受けているサービスが適切なものであるかを判定します。

**評価はどのような手順で行われますか？**

学区が評価について親の同意を要請し、親が学区に同意を提出してから60暦日以内に評価が完了します。

親が同意すると、親と学区により評価計画が作成されます。

子供の評価では、

- 様々なアセスメント方法やアクティビティを用いて、子供の発達度や学習・機能状態について情報を収集せねばなりません。これらの方法には、親から提供された情報の利用が含まれます。
- 1つの基準またはアセスメントを唯一の理由として、子供が障害児であると判定したり、子供に適切な教育プログラムを判定してはなりません。
- 子供の知性、行動、身体状態、発達度のそれぞれがどの程度子供の障害の原因となっているかを明示する、信頼のおけるテスト

やアセスメントが用いられなければなりません。

- (明らかに実行不可能な場合を除き) 子供の母語またはその他のコミュニケーション手段を用い、子供の発達度や学習・機能状態について正確な情報を得られる可能性が最も高い形式で、アセスメント方法が実施されなければなりません。
- 公平なアセスメント方法が用いられなければなりません。言い換えれば、子供の文化背景、人種、障害に関係なく子供を差別しないアセスメント方法が実施されなければなりません。
- 親によって提供された背景情報が用いられなければなりません。これには、学区外部の専門家による報告書を含めることができます。
- 子供が一般教育過程で進歩できるように、就学前児童であれば該当年齢層での典型的な活動に参加できるように、有益な情報が収集されなければなりません。
- 単なる知性測定のためではなく、特定の教育ニーズを示す資料が含まれなければなりません。
- 意図され信頼性が確定されている目的においてのみ、テストやアセスメントが実施されなければなりません。および、
- テスト開発者が設定した指示を用いて研修を受けた専門家が実施する、テストやアセスメントが含まれなければなりません。

評価は、子供の疑いのある障害に関連する全分野を対象とし、適切とされる場合は、以下が含まれます：

- 健康状態
- 視覚
- 聴覚
- 社会的・情緒的発達
- 一般的知能
- 学業成績
- コミュニケーション能力（聞き取り、会話、作文）
- 運動能力（運動・協調を必要とする能力）、または、
- 適性、達成水準、その他制約がある場合に子供の感覚・協調・会話に影響を与える要因。

子供の評価に他の対象分野を加えるよう親が申請できます。

評価計画中、親と学区で同意された部分は、医学評価を含めて学区が提供し、親にとり無料です。評価計画の全事項に親と学区が同意できない場合、親は学区との係争解決の手続きを始めることができます。（「係争および懸案事項の解決方法」の節を参照してください。）

### **評価が完了するとどうなりますか？**

評価が全て完了すると、IEP チームと、適切とされる場合には、他の有資格専門家により、次の処置が取られなければなりません。

- 評価結果の検討。および、
- 評価チーム報告書の作成。報告書では、評価手続中に収集された情報の要約が示されなければなりません。

有資格専門家と親（あなた）で構成されるグループにより、子供が障害児であるかどうかが判定されます。

グループによって子供が障害児であると判定された場合、IEP チームにより IEP が作成されます。

### **子供が読みや数学に苦勞している場合、障害児とみなされますか？**

子供が苦勞している唯一の理由が次のいずれかである場合には、グループは子供が障害児であると判断しません。

- 読みの適切で基本的な指導を受けていない。
- 数学の適切な指導を受けていない。または、
- 英語の言語使用能力に制限がある。これはまた「英語能力に制限がある」(limited English proficiency、LEP) と呼ばれます。

### **グループはどのようにして子供に特定の学習障害があると決定しますか？**

子供が特定の学習障害があるかどうかを判断する時、グループは：

- 特定の指導方法に対する子供の反応に基づき、調査で子供の年齢および学年を対象に成功事例が認められている方法を用いることができます。
- 調査で成功事例が認められている他の手順を用いることができます。および、

- 子供の知性と、思考の口頭表現・思考の作文・読み・聴解および読解・数学の問題解決の成績との間に極端な相違があるかどうかを考慮に入れる義務はありません。

### 子供が障害児かどうかの判定スケジュールはどのようなものですか？

1回目の評価：1回目の評価は、

- 親の評価についての同意を受けてから60日以内に実施されなければなりません。および、
- 子供が障害児かどうか、そして子供の教育ニーズが何であるかを判定するためのアクティビティで構成されなければなりません。

例外：次のいずれかの場合には、1回目の評価が60日以内に実施される必要はありません。

- 親がたびたび子供を評価に連れてこない。または、
- 親の同意を提出後60日以内に、子供が居住地の新しい学区に入学し、子供が障害児であるかどうかの判定が前の学区で未判定である。これは次にあてはまる場合のみ認められます。
  - 新しい学区において評価完了にむけ容認できる程度の進歩がみられる。および、
  - 評価完了予定時期について親と新しい学区が合意している。

詳細は「移行」の節を参照してください。

審査：子供への教育課程指導に適切な方策を決定するため、教師や専門家が生徒に実施する簡略な審査は、子供の特殊教育および関連サービス受給資格判定の評価とはみなされません。

評価チーム報告書：評価チーム報告書の写しは、IEPミーティング実施前、子供の受給資格が認められてから14日が経過するまでに、学区から親に届けられます。（評価チーム報告書は、「定義」を参照してください。）

## 再評価

### 再評価は何のために行われますか？

再評価は、子供が障害を引き続き持っているかどうか、そして子供の教育ニーズが何であるかの判定を目的として実施されます。

収集された情報は、次の事項を判断するために用いられます。

- 子供に特殊教育および関連サービスが引き続き必要であるか。および、
- 子供が次の内容を実現できるよう特殊教育および関連サービスに何らかの追加や変更が必要であるか：
  - IEPで設定された測定可能な年次目標の達成；および、
  - 適切とされる場合、一般教育課程への参加。

### 再評価が行われるのはいつですか？

次のいずれかの場合、再評価が実施されなければなりません。

- 子供の教育上または関連サービスに再評価が必要であると学区が判断する場合
- 親または子供の教師から再評価の要請がある場合
- 子供が就学前特殊教育サービスから学齢期特殊教育サービスへ移行する場合
- 子供の障害分類で変更を行う場合、または、
- 子供がもはや障害児ではないと判定する前

注：子供が正規修業証書を得て高校を卒業したり、あるいは子供が22歳になり子供の受給資格が終了した場合、再評価は必要とされません。

再評価は：

- 親と学区が実施に合意する場合を除いて、親からの要請は1年に一度のみ認められます。および、
- 再評価の必要がないと親と学区で合意されない限り、少なくとも3年に一度は実施されなければなりません。

### 特殊教育サービスのため子供を再評価する時点になると何がありますか？

学区が次の処置をとります。

- 再評価手続きへの親の参加を求めます。
- 子供が引き続き障害児であるかの判定、また子供の教育ニーズの判定をするアセスメントを請求する権利が親にあるということを含め、再評価手続きについて説明します。

- 事前通知書を親に届けます。および、
- 新たなアセスメントが必要とされる場合、または親が新たなアセスメントを要請した場合には、親の同意書を入手します。

学区が親の同意を得るため妥当な努力を払い、その試みの記録を残し、かつ親からの応答がない場合には、学区は新たなテストやアセスメントを含め再評価手続きを進めることができます。これには電話連絡、通知書、自宅訪問が含まれます。

### 再評価中はありますか？

再評価では、IEP チーム（親もこの中に含まれます）と、適切な場合にはその他有資格専門家によって、子供の前回評価の情報を見直し、さらに、

- 子供に引き続き受給資格があるか、また子供のサービスに変更が必要であるかを判定するために、（学区が提供する）アセスメントや情報が追加で必要であるか、必要な場合はその内容が決定されます。または、
- 子供の今後の受給資格について追加情報は不要であり、子供が必要なサービスを決定するために十分な情報を学区が有していると判断されます。再評価について追加情報が不要であるとチームにより判断されると、事前通知書が学区から親に届けられます。通知書では、追加情報が不要である理由とともに、子供に引き続き特殊教育および関連サービスの受給資格があると述べられています。

IEP チームとその他有資格専門家により追加情報が不要であると判断された場合、子供が引き続き障害児であるかの判定、また子供の教育ニーズの判定をするアセスメントを請求する権利が親にあるということを、学区は親に知らせる義務があります。

### 学区の評価に同意しない場合はどうなりますか？

学区の評価に異議がある場合、親は次のいずれかの処置をとることができます。

- 個別教育評価（independent educational evaluation、IEE）を要請する。または

- 学区との意見の不一致を解消する手続きをとる。（「係争および懸案事項の解決方法」の節を参照してください。）

## 個別教育評価

### 個別教育評価とは何ですか？

個別教育評価（IEE）は子供の学区に雇用されていない有資格専門家によって実施される評価です。

学区の評価に同意しない場合、特定の条件のもと公費（つまり親にとり無料）で子供の個別教育評価を受けることができます。

### 公費で個別教育評価を受けるためには、子供がどのような条件を満たさなければなりませんか？

学区の評価に異議がある場合、子供の個別教育評価を公費で受けることができます。個別教育評価を要請する場合、学区は評価に適用される評価者の資格、評価場所、妥当な費用抑制条件を含む条件の一覧を親に提供します。学区に個別教育評価費用を支給させるためには、親はこのような条件に従うか、あるいは特殊な状況により、このような条件が該当しないことを明らかにしなければなりません。学区は公費で行う個別教育評価の実施に対し、その他のいかなる制限も課すことはありません。個別教育評価の一部として実施可能なテストや評価は、学区の評価実施条件に基づき決定されます。

### 個別教育評価はどのようにして受けられますか？

親の要請があれば、学区は公費により、どこで子供の個別教育評価を受けることができるのかという情報と、学区の個別教育評価実施要件を親に提供する義務があります。

親は、学区が保管する一覧から評価者を選ぶか、あるいは学区の実施要件を満たす評価者を自分で選択できます。

### 個別教育評価は何回受けることができますか？

学区の実施する各評価について、親が該評価に異議があれば、個別教育評価を公費で1回のみ受ける資格があります。

### **個別教育評価を要請する際に理由を説明する必要がありますか？**

親が個別教育評価を要請すると、学区は親が学区の評価に同意できない理由をたずねることができます。親は、希望しない場合説明する義務はありません。

### **個別教育評価を要請するとどうなりますか？**

親が公費による個別教育評価を要請すれば、学区は不必要な遅延なく、次のいずれかの処置をとらねばなりません。

- 子供の個別教育評価を公費で提供する。または、
- 適法な不服申立てを提出し、学区の評価が正確であることを証明するための聴聞を要請する。

### **子供が個別教育評価を受けることにはふれず、学区の評価に異議があるとだけ学区に伝えるとどうなりますか？**

個別教育評価が学区の個別教育評価実施要件を満たす限り、学区は評価結果の写しを受領した時点で、次のいずれかの対処をおこないます。

- 個別教育評価の費用を支払う。または、
- 適法な聴聞の要請を提出し、親が選んだ個別教育評価者が学区の実施用件を満たさないこと、または学区の評価が正確であることを証明する。

### **第三者が個別教育評価を要請することはできますか？**

はい。学区の評価に異議があるため適法な聴聞を親が要請した際、審問官が聴聞の一環として個別教育評価を命じることができます。その場合、個別教育評価は公費で実施する必要があります。

### **適法な聴聞で、学区の評価が適切であると審問官が判断した場合、どうなりますか？**

学区の評価が正確または適切であると審問官が判断した場合でも、個別教育評価を親の費用で受ける権利が親にあります。

### **親が手配した子供の個別教育評価は学区によって考慮されますか？**

親が公費で個別教育評価を手配した場合、または親の費用で手配した評価を学区と共有する場合、個別教育評価の結果は、

- 学区の要件を満たす限り、子供に提供される無料で適切な公教育の全ての関連事項の決定時に、学区により検討対象とされる必要があります。および、
- 子供に関する適法な聴聞へ、当事者により証拠として提出できます。

## **個別教育計画 (IEP)**

### **IEP とは何ですか？**

IEP は障害児に対する書面で、次の学年で子供が取り組む教育上の目標と目的がまとめられています。IEP で示された目標を達成するため、子供が必要とするサポートとサービスについても記載されています。

連邦および州の規制により、親（あなた）を含めた資格のある個人のミーティングにおいて、IEP の作成・見直し・修正が義務付けられています。

### **IEP ミーティングはいつ行われなければなりませんか？**

IEP 作成ミーティングは、子供が特殊教育および関連サービスを必要とすると判定されてから 30 日以内に実施される必要があります。IEP ミーティング実施後、できるだけ早く IEP が実行される必要があります。

### **IEP はいつ作成され、実施されますか？**

- 初回（1回目または最初の）IEP は次のうち最も早いものを期限として作成されなければなりません。
  - 子供に特殊教育および関連サービスが必要であると判定されてから 30 暦日以内
  - 評価について親の同意を受けてから 90 暦日以内、または、
  - 親または学区が評価を要請してから 120 暦日以内

- IEP は子供の 3 回目の誕生日までに実施され、その後は各学年度の初めに実施される必要があります。

### IEP には何が含まれますか？

IEP には次の事項が含まれます。

- 子供の将来についての情報。
- 子供が現在のどのように学習また機能しているかについての情報。
  - この情報により、一般教育課程（障害を持たない児童と同じ教育課程）への参加および同課程での進歩に、子供の障害がどのような影響を与えているかが親にわかります。
  - 就学前児童（3～5 歳）について、この情報により、就学前児童に適切な学校活動への子供の参加に障害がどのような影響を与えているかが親にわかります。
- 子供の学習と機能達成目標を含めた、年次測定が可能な目標の一覧
- 情報には、次の項目を実現するために設定された、学習や機能に関係する指標や短期的目的も含まれなければなりません。
  - 子供が一般教育課程に参加し同過程で進歩を達成できるように、子供の障害が原因となって生じる子供のニーズを満たすこと
  - 子供の障害が原因となって生じる他の教育ニーズを満たすこと
- 次の説明：
  - 年次目標達成にむけての子供の前進がどのように測定されるか
  - 年次目標達成にむけての子供の前進に関する定期報告書がいつ作成されるか これは四半期報告書という形式でも、または成績表と同時に作成されてもかまいません
- 子供に提供される特殊教育および関連サービスと補完的（追加の）援助やサービスの内容と、子供が次の事項を実現できるよう学校職員に提供されるプログラム調整やサポートの内容：
  - 年次目標の達成にむけ前進する
  - 一般教育課程に参加し同過程で進歩を達成し、適切であるとされた場合には、教室外での学校活動に参加する
  - 他の障害児や障害を持たない児童と共に学習し、学校活動に参加する

- 通常学級やその他学校活動に、障害を持たない児童と共に参加しない場合があれば、その程度の説明。
- 州レベルおよび学区レベルのアセスメントにおける子供成績測定に必要な個別調節があれば、その説明。特定の学力試験・定期学力試験・州レベルの学力試験・学区レベルの学力試験で子供が異なったアセスメントを受けるということが IEP チームにより決定された場合、子供が通常試験に参加できない理由；また選定された異なったアセスメントが子供に適切であるという理由。
- IEP で説明されたサービスや調整の学区の開始予定日、およびこれらサービスや調節が必要とされる場所、頻度、期間（「定義」節内の調整を参照してください）。および、
- 子供が州法の定める成年（オハイオ州では 18 歳）に達する少なくとも 1 年前から、18 歳になった時点で子供に移譲される IDEA の権利について子供への説明が行われたという記述。

### IEP チームが IEP を作成する際、何が考慮されなければなりませんか？

IEP チームは次の項目を考慮せねばなりません。

- 子供の長所
- 子供の教育の改善に係わる親の懸案事項
- 1 回目または一番最近に子供に対し実施された評価結果
- 州レベルまたは学区レベルのアセスメントにおける子供の成績結果、および、
- 子供が適切に学習・発達・機能するための必要事項

### IEP チームにより考慮されるものは他に何がありますか？

IEP チームは他にも次の特別要因を考慮する必要があります。

- 就学前児童特殊教育サービス（3～5 歳）から学齢期特殊教育サービス（6～21 歳）への子供の移行または移動。
- 14 歳（IEP チームが必要と判断した場合にはこれ以前）から開始される、高校から社会人生活への移行に係わり子供が必要とするサービスの記述。14 歳の時点での移行記述は、子供の学修課程（上級課程や職業教育プログラムなど）を重視するものです。この記述は毎年更新する必要があります。

- 16歳から開始され年次更新される、次の項目を含めた記述：
  - 子供の就職、また適切な場合、卒業後の自立生活への準備となる訓練や教育に関連した、子供にとってアセスメントに基づき適切とされる目標；
  - 子供がこれら目標を達成する支援として必要な（学修課程を含めた）移行サービス
- 子供の行動が本人や他人の学習の妨げとなる場合、好ましい言動を促すための肯定的な方法、またそのような言動を指示するための他の方策の利用
- 子供の個人ニーズに応じた体育プログラム
- 子供に対する就学延長サービス（通常180日で終了する学年度を超えて提供されるサービス）の必要性
- 子供が視覚障害を持つ場合、点字指導の必要性
- 聞き取り・会話・読み・作文を含めた子供のコミュニケーション・ニーズ。子供が聾あるいは難聴の場合、IEPチームは子供の言語およびコミュニケーション・ニーズを考慮する必要があります。子供の言語およびコミュニケーション手段、学力レベル、ニーズ全般において、どのような機会と同級生・教師・セラピストと子供との間で直接対話が発生するかを考慮する必要があります。これには、子供の言語およびコミュニケーション手段を用いての一对一の指導の機会が含まれます。
- 子供の英語能力に制限がある（子供にLEPが見られる）場合、IEPに基づいた子供の言語ニーズ、および、
- 子供に対する支援技術デバイスおよびサービスの必要性。

### IEP ミーティングはどのように手配されますか？

IEP ミーティングは学区によって以下のように手配されます。

- 親が出席できるように配慮して、親ち子供、親または子供に十分な余裕を持ってミーティングが通知されます。
- 当事者全員が合意した場所と時間でミーティングが予定されます。
- ミーティング通知では、ミーティングの目的・時間・場所・参加者が記載されていなければなりません。

- 親が出席できない場合、学区は電話連絡や電話会議など他の方法を用いて親がミーティングに参加できるよう手配しなければなりません。
- 学区が親の参加を説得できない場合、ミーティングは親不在で実施できます。
- 学区が親に連絡を試みたという記録が残す必要があります。
- IEP チームミーティングの内容を親が理解できるように、親に聴覚障害がある場合や英語を理解できない場合には通訳を同席させるなど、学区は必要とされる全ての措置を取らねばなりません。および、
- IEP ミーティング終了後30日以内に、子供のIEPの写しが学区から無料で親に届けられなければなりません。

### IEP に組み込む内容について、学区と合意しない場合はどうなりますか？

IEP に組み込むべき内容について親と学区の間で合意されない場合、親は次のいずれかの対処を取ることができます。

- 「IEP 円滑化」を要請する；
- 調停を要請する。または、
- 問題を解消するため他の方法をとる。（「係争および懸案事項の解決方法」の節を参照してください。）

### IEP チームの構成メンバーは？

学区は、子供のIEPチームに次の構成員を確保する必要があります。

- 親（あなた）
- 適切であるとされる場合には、子供
- （子供が通常の教育環境に参加している、または参加の可能性がある場合）最低1名の子供の通常教育教師
- 最低1名の特殊教育教師または、適切であるとされた場合には、最低1名の子供の特殊教育提供者（例えば作業療法士や言語聴覚士など）
- 障害児の特有のニーズを満たすため立案された特別指導内容を提供あるいは管理する資格を持つ、学区の代理人。学区の代理人は、一般教育課程および学区の資源の有効性について知識がなければなりません。
- 評価結果によって指導にどのような影響があるかを説明できる人物。この人物は、上記のいずれかの構成員と重複しても構いません。



- 親または学区の裁量により、適切とされる場合には、関連サービス職員など、子供に関して特殊専門知識や知見を持つ人物
- 子供の IEP チームミーティングにおいて、子供に対する卒業後の目標や子供がこれらの目標を達成する援助として必要とされる移行サービスが検討される場合、学区は障害を持つ子供にミーティング出席を依頼しなければなりません。および、
- 適切な程度で移行サービスを提供または費用負担する提携機関があれば、親または 18 歳以上の子供の同意のうえ、学区はその代理人にミーティング出席を依頼しなければなりません。

**IEP チームのメンバーが IEP ミーティングに参加しなくてよいのはいつですか？ IEP チームのメンバーが IEP ミーティングの参加を免除されるのはどのような場合ですか？**

- IEP チームのメンバーは、当該メンバーの出席が不要であると親と学区が書面で合意する場合、IEP ミーティングのどの段階でも参加する義務はありません。これは、当該メンバーの課程分野（教科）や関連サービスがミーティングにおいて変更または検討されない場合にのみ該当します。
- IEP チームのメンバーの課程分野や関連サービスがミーティングにおいて変更や検討される場合でも、次の条件のもとでは、IEP ミーティングのどの段階であっても参加が免除されます。
  1. 親と学区が該当メンバーの参加免除についてそれぞれ書面で同意する。および、
  2. IEP チームメンバーが、IEP の作成についてミーティング前に意見を提出する。この意見は、親と IEP チームの両者に書面で示されねばならない。
- 子供が過去に IDEA のパート C（生後～2 歳までの子供が対象）のもとでサービスを受けていた場合、サービスの円滑な移行をはかるため、親の要請を受けて、初回 IEP ミーティングへの出席依頼がパート C サービス調整官またはパート C システムの他の代理人へ届けられなければなりません。

**IEP の変更やそれに関連する IEP ミーティングはどのように対処されますか？**

IEP の変更、またこれらの変更を行うために必要なミーティングは次のように対処できます。

- IEP チームの学年度年次ミーティングの後で子供の IEP を変更を行う場合、親と学区はそれらの変更を加えるための IEP チームミーティングを実施しないことに同意できます。代わりに、親と学区がどのような変更が必要であるかを決定し、その内容を書面に示すことができます。親がこの方法で変更を行う場合には、学区が子供の IEP チームにこれら変更内容を確実に知らせる必要があります。
- 可能な限り、学区は子供に対する再評価ミーティングや他の種類の IEP チームミーティングを組み合わせるよう試みなければなりません。
- IEP への変更内容が合意されると、IEP チームか、または親と学区によって、次の 3 つのいずれかの方法でこれらの変更が IEP の一部として加えられます。
  - 合意された変更内容を最初の IEP 書類に付記する
  - 新たに書面で示された変更内容を最初の IEP に添付する、または、
  - 変更内容を反映させて IEP を新たに作成する

親の要請があれば、学区はここに示す第 3 のオプションを実施しなければなりません。学区は、修正後 30 日以内に IEP の改訂版を親に届けねばなりません。

**学区とのミーティングが必要な場合、対面でのミーティングが必要ですか？**

いいえ。親と学区が合意して、異なった方法や異なった場所でミーティングを開くことができます。例えば、親の選択で、当事者全員を交えてのビデオ会議や電話会議を実施できます。これらの方法を用いて、次の全事項を話し合うことが可能です。

- 評価
- 子供の資格判定
- IEP
- 教育プレースメント（子供が学習を行う場所）
- 調停や解決会議などの適正手続き、および、
- IDEA の適正手続きのもとでの事務事項（日程調整、証人一覧の交換、現状報告会議など）の実行

## IEP チームにはどのような責任がありますか？

IEP ミーティングの参加者は順番に従って次の事項を完了しなければなりません。

**ステップ 1： 将来の計画について話し合う。**  
誰もが将来に夢を抱いており、この夢が行動、思考、計画の指針となります。夢を言葉で表現することは、障害を持つ子供に対する継続的で長期的な計画立案の一環です。この試みの一部として、IEP チームでは子供の好みや興味、さらには子供に関する家族の長期目標が検討されます。これらには子供が進むキャリア、生活環境、専門研修などが含まれます。

**ステップ 2： 現在の成績と日常生活技能について話し合う。**

子供の現在の成績と日常生活技能など子供に関する情報が IEP チームにより検討されます。この情報には、現在の IEP の達成済事項、評価チーム報告書、子供を担当する教師や学校職員の意見、また適切な場合には、親と子供からの意見などが含まれます。この情報から、子供の長所およびニーズを含めた子供の「現状」がわかります。

**ステップ 3： 測定可能な学業成績と生活技能の目標などの年次目標、指標や短期的目的を確認する。**

学業成績や生活技能目標などの測定可能な年次目標と、指標や短期的目的が、対応する評価手順とともに IEP チームにより作成されます。これらにより子供が一般教育課程に参加し進歩を達成できるようになります。そのうえで、子供のニーズを満たすために必要なサービスがチームにより決定されます。

**ステップ 4： 必要とされるサービスを特定する。**

学区が子供に提供する特殊教育および関連サービスの内容、頻度、サービス提供者が IEP チームにより決定されます。IEP のこの部分では、適切であると考えられる場合、配慮、調節、支援技術デバイス・サービスと、学校職員が必要とするサポート内容の説明が記載されていなければなりません。IEP に記載されたサポートおよびサービスは、障害児が一般教育課程やその他教室外での学校活動に参加し進歩を達成するために、実際にどのようなサポートやサービス

が有効であるかが示された、科学的調査に基づくものでなければなりません。

**ステップ 5： 最も制約の少ない環境 (least restrictive environment、LRE) を決定する。**  
法の下では、子供の学習場所は通常学級その他の一般教育環境が第一であるとされています。子供が受けるサービスのいずれかに異なった設定が必要であるとチームによって判断されると、子供が一般教育設定に参加できない理由と、子供の設定や活動が障害を持たない児童とどのような点で異なるかについてチームより説明があります。

**子供の IEP はどのように見直され、改定されますか？**

子供が年次目標を達成できたかどうかを判定するため、IEP チームは子供の IEP を定期的（少なくとも年に 1 回）に見直す必要があります。

IEP チームは、次のいずれかの事項があれば、IEP を改定する必要があります。

- 年次目標、また該当する場合、一般教育課程について期待された進歩の欠如
- 再評価結果
- 親に提供された、あるいは親から提供された子供に関する情報
- 予測された子供のニーズ、または、
- その他の発生事項

**子供が成年（オハイオ州では 18 歳）になる前に何がありますか？**

子供が 18 歳になる少なくとも 1 年前に、子が 18 歳になった時点で全ての権利が親から子供へ移譲されるという内容が子供の IEP に記述される必要があります。

## 就学延長サービス

**就学延長サービスとは何ですか？**

就学延長サービス (ESY) は、障害児に通常 180 日で終了する学年度を超えて提供される特殊教育および関連サービスです。

就学延長サービスは、

- 学区の通常学年度を超えて提供されます。

- 子供の IEP に記載された特殊教育および関連サービスに即して提供されます。
- 親にとり無料で提供されます。および、
- オハイオ州教育省の就学延長サービス実施要件に沿って提供されます。

### 学区が子供に就学延長サービスを提供しなければならぬのはいつですか？

学区が子供に就学延長サービスを提供しなければならぬのは、子供に対して無料で適切な公教育提供するために、就学延長サービスが必要であると子供の IEP チームが判断した場合のみです。

IEP チームは、次の事項を考慮のうえ判断しなければなりません。

- 子供が著しい技能損失や知識損失を経験しないために、就学延長サービスが必要であるか？
- そのような技能や知識の損失によって、教育上の目標達成にむけての子供の進歩に重大な影響があるか？
- 子供が十分に回復できない技能や知識の損失を避けるために、就学延長サービスが必要であるか？

就学延長サービスは、子供の通常学年度サービスと同じ内容でも異なった内容でもかまいません。IEP チームが内容を決定します。就学延長サービスは毎年自動的に提供されるものではありません。

## 生徒の移籍

### 子供が学区を移籍する際の要件は何ですか？

子供が学区を移籍する際の要件は次のとおりです。

#### オハイオ州内での移籍：

(オハイオ州内の前の学区で IEP が実施されている) 障害を持つ子供がオハイオ州内の新しい居住地の学区に移籍したり、あるいは、同じ学年度中に新しい学校に入学する場合、新しい居住地の学区では、新しい学区において次のいずれかの対処が行われるまで、親との相談のうえ、(前の学区での子供の IEP に記載されるものと同様のサービスを含めて) 無料で適

切な公教育 (FAPE) が子供に提供されなければなりません。

- 前の学区からの子供の IEP を採用する。または、
- 連邦法および州法の要件を満たす新しい IEP を作成、実施する。新しい学区で評価が実施される場合、当該評価は再評価と見なされます。

#### オハイオ州外からの移籍：

障害を持つ子供に対し、他の州で IEP が実施されておりかつ次の場合

- オハイオ州内の新しい居住地の学区へ移籍する。および、
- 同じ学年度中に新しい学校に入学する。

新しい居住地の学区では、新しい学区において次のいずれかの対処が行われるまで、親との相談のうえ、(前の学区での子供の IEP に記載されるものと同様のサービスを含めて) 無料で適切な公教育が子供に提供されなければなりません：

- 必要である場合には評価を実施する。および、
- 必要であれば、連邦および州で定める要件を満たす新しい IEP を作成、実施する。新しい学区で評価が実施される場合、当該評価が初回評価とされます。

#### 前の学区から新しい学区への記録の譲渡 (移動)：

子供の転校を援助するため：

- 子供が入学する新しい学校では、前の学校から子供の記録を迅速に取り寄せるため、適切な処置が取られなければなりません。
- 子供が在籍していた前の学校では、新しい学校からの要請に迅速に回答するための適切な処置が取られなければなりません。および、
- 移動される記録には、子供に特殊教育および関連サービスを提供するために必要とされる、IEP および補助書類、またその他の記録が含まれなければなりません。

前の学区で親の料金未支払いがある場合、料金が支払われるまで、学区は子供の成績や履修単位を保留できます。しかし、現在の評価および IEP を含めた子供の特殊教育の記録は、前の学区が保留することはできません。

## 評価実施中に子供が新しい学区へ移籍する場合はどうなりますか？

同じ学年度中に子供がある学区から別の学区へ移籍する場合、前の学区で疑いのある障害について子供の評価中であり、該当評価の続行を希望する旨を親が新しい学区に伝える必要があります。

新しい学区では、該当評価を継続するか、または、障害の疑いは認められず従ってテストは続行されないという旨の事前通知書を親に届けます。

親が新しい学区の判定に合意できない場合、親は学区との係争解決の手続きを始めることができます。（「係争および懸案事項の解決方法」の節を参照してください。）

## 移行

### 「移行」とは何ですか？

移行とは計画された活動を行う手続きで、サービス内容やこれらサービスを提供する職員に変更が生じる場合があります。子供の教育履歴中、移行活動が行われる時期が少なくとも3回あります：

- 子供が早期介入サービス（生後～2歳）から就学前特殊教育サービス（3～5歳）へ移行する時期
- 子供が就学前特殊教育サービスから学齢期特殊教育サービス（6～21歳）へ移行する時期、および、
- 子供が学齢期特殊教育サービスから社会人生活（22歳以上）へ移行する時期。

（「定義」節内、移行サービスを参照してください。）

### 早期介入サービスから就学前特殊教育サービスへの移行。

子供が早期介入サービス（生後～2歳までの子供が対象）を受けており、子供に障害の可能性と就学前特殊教育サービスの受給資格の可能性が推測される場合、次の活動が行われなければなりません。

- 子供の3回目の誕生日の120日前に、子供の早期介入サービス調整者により、就学前特殊教育サービスについて親と話し合うためのミ

ーティングが予定されなければなりません。就学前特殊教育サービスを提供する学区と情報を共有するために、親の同意が必要とされます。

- 子供に関する情報を学区と共有することに親が同意すると、親と他のミーティング参加者（早期介入サービス提供者および学区職員）が子供の記録に目を通し、子供が障害を持つと親が推測するかどうかを判定します。

子供が障害を持つと当事者のいずれかにより推測されれば、学区は次の処置を行います。

- 親の教育権またこれらの権利を守るために親が取れる措置について親に説明する。
- 就学前特殊教育サービスに関して情報を共有する。
- 子供の評価について親の同意を得る。
- 評価のため追加情報が必要かどうか判定する。および、
- 子供の評価を計画する。

初回（1回目）評価は、親が評価について学区に同意してから60暦日以内に実施され、90暦日以内に最初のIEPが作成されなければなりません。子供に就学前特殊教育サービスの受給資格がある場合、IEPは子供の3回目の誕生日までに実施されなければなりません。

### 子供に就学前特殊教育サービスの受給資格がない場合どうなりますか？

新しい評価の完了後、IEPチームにより子供の就学前特殊教育サービスが不要であると判定された場合、親の許可を得て、子供の援助となる他の地域サービスやプログラムを学区が親に紹介できます。また、調停や適法な不服申立ておよび聴聞の要請を介してIEPチームの決定に異議を唱えることができるという親の権利を説明した事前通知書を学区が親に届けます。（「係争および懸案事項の解決方法」の節を参照してください。）

子供に特殊教育サービスの受給資格がない場合でも、通常学級で子供にある程度のサポートが必要な場合、学区は該当サポートを提供できます。例として、子供が集中しにくいという問題があれば、子供の机を教室前方に移動するということが考えられます。

## 就学前特殊教育サービスから学齢期特殊教育サービスへの移行

子供が就学前特殊教育サービスを受けており、6歳の誕生日が近づいている場合、IEP チームは次の事項を含めた再評価を実施します。

- 適切な学齢期教育サービスを判定するためのミーティング。
- 子供の教育プログラムからの現在情報の見直し。および、
- 一般教育課程に子供がうまくついてゆけるための援助となる指導方策の提言。

IEP チームによって子供に学齢期特殊教育サービスが必要であると判定されれば、IEP チームは次の処置を行います。

- 現在の評価データ（1年経過していない情報）を見直す。
- 学齢期特殊教育規定に基づき、どのような追加アセスメント情報が必要であるかを決定、勧告する。および、
- IEP を作成する。

新しい評価の完了後、IEP チームにより子供の学齢期特殊教育サービスが不要であると判定された場合、親の許可を得て、子供の援助となる他の地域サービスやプログラムを学区が親に紹介できます。また、調停や適法不服申し立ておよび聴聞要請を介して IEP チームの決定に異議を唱えることができるという親の権利を説明した事前通知書を学区が親に届けます。（「係争および懸案事項の解決方法」の節を参照してください。）

子供に特殊教育サービスの受給資格がない場合でも、通常学級で子供にある程度のサポートが必要な場合、学区は該当サポートを提供できます。例として、子供が集中しにくいという問題があれば、子供の机を教室前方に移動するということが考えられます。

## 学齢期特殊教育サービスから社会生活への移行

子供が 14 歳になった時点（IEP チームが子供にとり必要であると判断した場合にはそれ以前）から、IEP には次の内容が含まれる必要があります。

- 子供の学修課程（上級課程や職業教育プログラムの履修など）に重点をおいた移行サービスニーズに関する情報。

子供が 16 歳になった時点（IEP チームが子供にとり必要であると判断した場合にはそれ以前）から、IEP には次の内容が含まれなければなりません。

- 卒業後の就職、場合によっては自立生活のため子供が必要とする訓練や教育に関連する、子供にとって試験やアセスメントに基づき適切とされる目標。および、
- 子供のこれらの目標達成の支援に必要な（学修課程を含めた）移行サービス。

移行活動には次の項目が含まれます。

- 指導
- 関連サービス
- 地域社会経験
- 学校を出た後、就職その他の生活局面での目標の作成、および、
- 適切な場合、日常生活技能の習得、および子供の作業特性や訓練ニーズに着眼した手法である機能職業評価（「定義」の節を参照してください。）

## 子供が高校を卒業したり、22 歳になるとどうなりますか？

子供が正規修業証書を得て高校を卒業するかまたは 22 歳になると、無料で適切な公教育を子供に提供する学区の義務は終了します。

正規修業証書を得て高校を卒業する、また 22 歳になるということはプレースメントの変更（つまり子供の場所の変更）とみなされます。従って学区は次の処置を取る必要があります。

- 親または子供に事前通知書を届ける。および、
- 学業成績および機能実績の一覧表を子供に渡す。この一覧表では、高校卒業後を予定して設定され IEP に記載された目標を子供が達成できるようどのように援助できるかという勧告が含まれなければなりません。

注：「正規高校修業証書」という用語には、証明書や一般教育発達検定（General Education Development、GED）学位など、オハイオ州の教育水準を完全に満たさないその他の修業証書や学位は含まれません。オハイオ州の GED はオハイオ州の学術内容水準を十分に満たしません。従って障害を持つ子供が GED 検定に合格した場合、22 回目の誕生日を迎えるまで正規高

校修業証書を取得するため学校に戻ることができます。

## 記録

### 子供の教育記録を見ることができますか？

子供の学校教育の過程で、次のいずれかの人物により収集、保持、使用された、子供に関する全ての教育記録を閲覧する権利が親にあります。

- 学区 または、
- その他すべての提携機関や施設（本節では「機関」と称されます）
- （「提携機関」とは、IDEAに定められるパート B のもと個人を特定できる情報を収集、保持、使用する、または情報の入手元となるすべての機関や施設を意味します。パート B は 3~21 歳までの障害を持つ子供に適用されます。）

これには、子供の特殊教育サービス受給資格およびその受給、そして無料で適切な公教育の子供への提供に関連する全ての教育記録が含まれます。

### 学区や機関は、子供の教育記録閲覧の要請について同意せねばなりませんか？

学区や機関は、子供の教育記録閲覧に対する親の要請に対し、

- 不必要な遅延なく
- IEP に関する全ミーティング、適法な聴聞、解決ミーティングの前に、および、
- 親の要請があってから必ず 45 日経過以内に、同意しなければなりません。

### 子供の教育記録に関する親の特定の権利は何ですか？

子供の教育記録検閲に関する親の権利には次が含まれます。

- 記録の説明を求める妥当な要請に対し、学区や機関からの回答を受ける権利
- 代理人に教育記録を検閲させる権利、および、
- 写しがなければ教育記録の検閲が困難な場合（例えば親が学校から遠くに住んでいたり物理的に入手できない場合）、教育記録の写しを受け取る権利。

連邦規則第 34 卷第 99 章、家族教育権および守秘条例（Family Educational Rights and Privacy Act, FERPA）のもと、親の同意なしでも学区に許可が与えられている場合を除き、学区や機関の職員以外の人物に子供の個人情報を開示する場合、学区は事前に親の同意を得なければなりません。

次の時点で、親の同意または 18 歳以上の受給資格のある子供の同意が必要とされます。

- 移行サービスの提供または費用負担を行っている機関の職員に個人情報を開示する前、および、
- 子供が居住地の学区外にある非公立学校に入学している、または入学予定がある場合、非公立学校が所在する学区と居住地の学区の職員間で子供の記録から何らかの個人情報が公開される前に、親の同意が必要です。居住地の学区や非公立学校が所在する学区が、非公立学校と個人情報を共有する前にも、親の同意が必要です。

個人情報には次の事項を含みますが、これらに限定されるものではありません。

- 子供の名前、親の名前、または他の家族の名前
- 子供の住所
- 子供の社会保障番号や生徒番号などの個人識別要素、および、
- 他人が合理的確実性で子供を特定できるような個人的特徴やその他情報の一覧

親権・別離・離婚に関するオハイオ州法のもと、親に子供の記録を検閲できる権限がないと学区や機関に連絡があった場合を除き、学区や機関は親にそのような権限があると仮定できます。

教育記録に複数児童の情報が含まれる場合、子供に関する情報のみを検閲する権利、または該当情報について知らされる権利が親にあります。

親の要請があれば、学区や機関が収集・保管・使用する教育記録の全種類と保管場所の一覧を親に提示する義務が学区や機関にあります。

### 子供の教育記録を保護するにあたり、学区や機関には全体的にどのような責任がありますか？

学区や機関は、子供の個人情報収集・保管・共有・破棄される全期間にわたり、情報の秘密を保護する義務があります。

この情報の秘密を確実に守るため、学区や機関の一職員に責務が与えられなければなりません。学区や機関はまた、情報を収集・使用する全職員に対して、州の定める方針や手順に関する研修を提供しなければなりません。各学区や機関は一般閲覧のため、生徒の個人情報にアクセスがある学区や機関の現被雇用者の氏名および役職の一覧を維持しなければなりません。

学区や機関は、教育記録の閲覧を認められた人物（親、および権限を有する学区や機関の被雇用者を除く）の記録を残しておかなければなりません。この記録には、当事者の氏名、記録の閲覧が許可された日付、認められた記録使用目的が含まれている必要があります。

### **教育記録や情報の破棄に関する親の権利は何ですか？**

学区や機関は、子供に教育サービスを提供するための子供の個人情報が必要でなくなった場合、親に知らせなければなりません。

学区や機関は、親に連絡後、子供の個人情報を破棄できます。親の要請がある場合、学区や機関は情報を破棄しなければなりません。ただし、学区や機関は、生徒の氏名・住所・電話番号・成績・出席記録・出席クラス・修了学年レベル・終了年の永久記録を無期限で残すことができます。

### **子供の教育記録を訂正するにはどうすればよいですか？**

子供の教育記録中の何らかの情報が、不正確、誤解を招く、または子供の権利を侵害していると親が考える場合、情報を保管する学区や機関に該情報の訂正を依頼できます。学区や機関は、親の要請を受けてから適正な期間内に、該情報を訂正するかどうかを決定しなければなりません。

### **記録審問とは何ですか？**

親の要請どおりに情報を訂正することを学区や機関が拒否した場合、学区や機関は、拒否の旨

と記録審問の権利があることを親に知らせなければなりません。記録審問とは、子供の教育記録中の情報が不正確、誤解を招く、または子供のプライバシーその他の権利を侵害していると親が考える場合に、当該情報に対して異議を唱える機会が親に与えられるミーティングです。

記録審問後、学区や機関が親に合意する場合、学区や機関は情報を訂正し親に書面で知らせなければなりません。学区や機関が親と合意しない場合、学区や機関は、記録中に記述を残す権利が親にあることを説明しなければなりません。この記述には、該情報に対する親の見解と、学区や機関の決定に親が同意しない理由が含まれます。

この記述は子供の教育記録中に挿入され、親が同意しない当該記録およびその一部が保管される限り、学区や機関によりこの記述が保管されなければなりません。子供の記録が共有される場合、また親が同意しない部分が学区や機関により第三者に与えられる場合には常に、親の記述も提示される必要があります。

### **教育記録の検閲の費用には何がありますか？**

学区や機関は、情報の検索や取り出しに対して費用を請求することはできません。子供の記録を検閲する親の権利行使の妨げとならない限り、学区や機関は記録のコピー代を親に請求できます。

### **子供の記録を閲覧する権利はいつかの時点で子供に移譲されることがありますか？**

子供が 18 歳になれば、学区は、教育記録に関する全権利が親から子供へ確実に移譲されるよう対処します。これらの権利は、州法により子供が無能力者であると判断された場合、子供に移譲されません。（これは、子供が自分自身の世話をする資格がないことを意味します。）親と子供はいかなる権利移譲についても知らされる必要があります。

ただし、裁判所により障害を持つ子供に対して法廷後見人が任命されたことがわかれば、子供が州の被後見人でない限り、学区は子供が 22 歳になるまで、当該後見人を子供の教育上の利害の代理人に指名します。

注：親の権利が子供に移譲された後でも、学区は、子供に届けるべき適正手続きの通知と同一の通知を親にも引き続き届ける義務があります。これには、「**IDEA は誰のために?**」の写し、事前通知書、子供が関与する適法な不服申立てが含まれます。

### 係争および懸案事項 の解決方法

**子供の教育について質問や懸案事項がある場合、誰に連絡すればよいですか？**

オハイオ州教育省は、**IDEA**、関連連邦規則、州法、州規定が定める通り、障害児に対し最も制約の少ない環境で無料で適切な公教育（**FAPE**）を確保する責任があります。

「最も制約の少ない環境」とは、可能な限り、学区や機関が子供を通常学級や一般教育課程で教育するというを意味します。

親が障害を持つ子供の教育について質問や懸案事項がある場合、または親が子供に障害の疑いを持つ場合、親はまず子供が通学する学校が存在する地元の学区に連絡しなければなりません。子供の教師、校内の校長、特殊教育の担当職員と懸案事項を話し合ってください。

その他の支援組織

オハイオ州サポートチーム（Ohio's State Support Teams、SSTs）

最寄の SST の住所・電話番号については地元の学区にお尋ねください。あるいは、[education.ohio.gov](http://education.ohio.gov) でキーワード検索:SSTを行ってください。

オハイオ州 障害児教育連合（The Ohio Coalition for the Education of Children with Disabilities）

Bank One Building  
165 W. Center Street, Suite 302  
Marion, OH 43302-3741  
(800) 374-2806

オハイオ州法的権利サービス（Ohio Legal Rights Service）

50 W. Broad Street, Suite 1400  
Columbus, OH 43215-5923  
(800) 282-9181 または(614) 466-7264

オハイオ州教育省（Ohio Department of Education）

特殊児童局（Office for Exceptional Children）  
適正手続部（Procedural Safeguards Section）

25 South Front St., Mail Stop 202  
Columbus, Ohio 43215-4183

電話：(614) 466-2650

フリーダイヤル：(877) 644-6338

ファックス：(614) 728-1097

**子供の特殊教育サービス受給資格やその受給に関して学区と合意できない場合、どうなりますか？**

子供の教師、校長、その他学区職員と話し合うことで、多くの意見の不一致の解決が可能です。

また、親の懸案事項に学区と対処する際の助けとなる、連邦法や州法が規定する「係争解決」手続きが存在します。これらの手続きを次に列挙し、それぞれについて後頁で定義、説明されています。

- 不服審査
- 調停
- IEP 円滑化
- 州不服申立て手続き
- 公平で適法な聴聞；
- 適法な聴聞に先立つ解決ミーティングの円滑化

親の懸案事項を、不服審査（学校職員または学区長との協議）で学区職員と話し合うことで、まず最初に学区レベルで意見の不一致の解消を試みるのが最善です。

ただし、調停・IEP 円滑化・州不服申立て・公平で適法な聴聞あるいは解決ミーティングの円滑化など、親が州レベルの係争解決手続きを直接行うことも選択できます。学区もこれら地方および州レベルの選択肢を採ることができます。

**誰が不服申立てや適法な聴聞の要請を提出できますか？ 不服申立てを提出することで、どのような問題を提起し解決できますか？ 適法な聴聞の要請の場合はどうですか？**

違いは次の通りです。



不服申立て

- 当事者（親と学区や機関を含む）は、正式な不服申立て書面を提出できます。
- 当事者は IDEA 法、規則、オハイオ州特殊教育法の違反があったことを主張できます。
- 当事者は、IDEA 法、規則、オハイオ州特殊教育法のもと、特定の子供の特殊教育サービス受給資格およびその受給に関する問題を提起できます。不服申立てにおいて、複数の障害児に影響を与える、特殊教育システムに関する問題を提起できます。

適法な聴聞

- 親や公共機関は適法な聴聞を要請できます。
- 親や（学区を含む）公共機関は、IDEA 法やオハイオ州特殊教育法の違反があったことを主張できます。
- 親や公共機関は、IDEA 法やオハイオ州特殊教育法のもと、子供の特殊教育サービス受給資格およびその受給に関する問題を提起できます。
- 親が問題提起できるのは自身の子供についてのみで、他の子供が関与する特殊教育システムの慣行についての問題を提起することはできません。
- 公共機関は特定の子供について問題提起できますが、他の子供が関与する特殊教育システムの慣行についての問題を提起することはできません。

不服審査

親は、子供の評価とプレースメント、また子供への適切な教育サービスの受給について、学区長に不服申立てを提出する権利があります。不服審査には次の手続きが伴います：

- 親の不服申立てを受けてから **20 日以内**に：学区長（または学区長が指名する人物）が、1) 審査を遅延無く実施する；2) 聴聞を行ってよい；3) 当事者全員に書面で裁定を通知する。
- 審査は、全当事者にとって都合の良い時間と場所で行われます。
- 学区長が審査を実施する必要があり、聴聞を開くことができます。
- 意見の不一致を解決するため、不服審査であらゆる努力を試みる必要があります。
- 親と学区には、親の弁護士を含めた第三者による不服審査出席を依頼する権利があります。

調停

調停とは何ですか？

二者間の係争を解決する自発的な手続きを調停といいます。調停を行うためには、懸案事項の解消または解決に両者が合意しなければなりません。調停手続きは、調停者と呼ばれる研修を受けた中立的第三者によって主導されます。調停者は、当事者が懸案事項を表明し、両者にとり許容可能な解決策を導く援助をします。

調停のメリットは何ですか？

- 外部者ではなく、親と学区指導者がともに最終合意を作成します。
- 当事者が協調して働き、結果を調整できます。
- 両者が達成した合意は、全当事者により大きな満足感をもたらします。
- 調停により、異なる視点を理解する機会が当事者に与えられます。
- 適法な聴聞や公判に比べて、調停は費用がかからず、係争がより迅速に解消されます。
- 調停を通じて合意書が達成された場合にはしばしば、当事者がその内容を守りやすい傾向があります。

いつ調停を行うことができますか？

調停は次の状況で行うことが可能です。

- 子供に特殊教育や関連サービスを提供することについて、親や学区が懸念を持つ場合。親は、正式な書面による不服申立てや適法な聴聞の要請を提出することなく、すぐに調停を要請できます。
- 親が正式な書面による不服申立てや適法な聴聞の要請を提出した時。特殊児童局が両者に調停を提案します。
- 両当事者に調停費用の責任はありません。オハイオ州教育省が、ミーティングおよび調停者の時間を含めた調停手続き費用を負担します。しかしながら、当事者が利用を決めた弁護士費用などの個人費用は各当事者の負担となります。
- 両当事者が調停の参加に合意すれば、特殊児童局は調停者を選定する機会を両当事者に与えます。

- 調停者が選ばれると、調停の日付・時間・場所を設定するため調停者が両当事者に連絡します。

### 調停について知っておくべきことはありますか？

以下は、調停について知っておくべき重要事項です。

- 調停への参加は、両当事者にとって自発的なものです。
- 調停は、適法な聴聞に対する親の権利や IDEA の定めるその他全ての権利を拒否したり遅延させるために用いることはできません。
- 調停手続き中の議論は全て非公開とされ、調停後に行われる可能性のあるいかなる適法な聴聞や訴訟においても、証拠として用いることはできません。
- 調停のどの部分も電子的に記録されてはなりません。
- 特殊教育および関連サービス提供に関する法律と規則に知識を持つ、有資格調停者の一覧をオハイオ州教育省が保管しています。
- 調停者は、子供の教育や保護に関連するオハイオ州教育省特殊児童局（Office for Exceptional Children）や学区の被雇用者であってはなりません。
- 雇用先から支払いをうけて調停者を務めることとなるという理由から、学区やオハイオ州教育省の被雇用者は調停者としての資格がありません。
- 親と学区の両者が調停者の選定に関与し、選定結果に合意せねばなりません。
- 調停者は、片方の当事者にとり有利となるような個人的、職業上の利害関係があってはなりません。
- 各調停に関連した将来の活動において、調停者を証人として召喚することはできません。
- 調停は毎回遅延なく予定されねばならず、全当事者にとり都合の良い場所で行われなければなりません。
- 意見の不一致に関する学区や機関は、手段を保障する権限を持つ代理人を派遣しなければなりません。
- 親と学区が調停で係争を解消した場合、解決策を要約し各当事者をそれぞれの合意部分に拘束する法的拘束力のある合意書を当事者が結ばねばなりません。ミーティング

終了時、署名済調停合意書の写しが各当事者に渡さる必要があります。

- 合意に至った場合、学区と親は全合意内容を実行に移さねばなりません。
- 子供の IEP の内容変更が調停合意で求められる場合、合意書の署名日から 20 日以内、または調停で合意された期日までに、IEP ミーティングが開かれなければなりません。
- 適法な聴聞や正式な書面による不服申立てを親が要請し、その後調停で全係争事項への合意が達成された場合、適法な聴聞や不服申立て調査の要請を親が撤回しなければなりません。

### 調停合意は両当事者の約束内容について法的拘束力を持ちますか？

調停手続きにより意見の不一致が解消された場合、当事者は合意内容をまとめた合意書を作成します。当事者が合意書の内容に違反した場合、違反当事者に対し訴訟が起こされます。この合意書はまた、

- 調停手続き中の議論は全て非公開とされ、調停後に行われる可能性のあるいかなる適法な聴聞や訴訟においても、証拠として用いることはできないと明言されています。
- 機関に代わり約束を交わす権限を持つ機関代理人と親の両者により署名されています。および、
- アメリカ合衆国内の全ての適切な裁判所で執行可能です。

注：学区は、調停手続き利用を見送った親と学校に対し、他の係争解消手段を提案できます。これらの手続きでは、親と学区が、オハイオ州保護者研修情報センター（Parent Training and Information Center）やその他適切な組織と契約関係にある中立者と会合する機会が与えられます。（「係争および懸案事項の解決方法」の節を参照してください。）この人物は調停手続きの利点を説明し、同手続きを利用するよう親に働きかけます。オハイオ州教育省はこのミーティングの費用を負担します。親がこのミーティングに参加しない場合、学区は適法な聴聞に対する親の権利を拒否したり遅延させることはできません。

### 調停で負担した弁護士費用は払い戻しされますか？

親の弁護士費用を学区が負担すると調停合意書に記載されていない限り、親は弁護士費用を支払う責任があります。

### **調停を要請するには、また調停についてさらに情報を得るにはどうすればよいですか？**

調停を要請するには、以下に連絡してください。

Ohio Department of Education  
Office for Exceptional Children  
Procedural Safeguards Section  
25 South Front St., Mail Stop 202  
Columbus, Ohio 43215-4183  
電話：(614) 466-2650  
ODE フリーダイヤル：(877) 644-6338  
ファックス：(614) 728-1097

### **IEP 円滑化**

#### **IEP 円滑化とはなんですか？**

IEP 作成の専門研修を受けた中立の特殊教育調停者に、IEP チームメンバーが子供の IEP の作成援助を依頼する場合、これを IEP 円滑化と呼びます。「まとめ役」がチームメンバー間の情報交換を容易にし、話し合いを導き、チームが意見の不一致を解決できるよう助けます。まとめ役は決定を下すことはせず、チームメンバーが独自の解決策を見出せるよう手助けします。

#### **IEP 円滑化を要請できますか？**

IEP 円滑化を要請するには、次まで連絡ください：

Ohio Department of Education  
Office for Exceptional Children  
Procedural Safeguards Section  
25 South Front St., Mail Stop 202  
Columbus, Ohio 43215-4183  
電話：(614) 466-2650  
フリーダイヤル：(877) 644-6338

IEP 円滑化の実行には、学区と親の両者の自発的参加が必要です。学区の IEP 円滑化への関心を確認するため、特殊児童局は、親が学区に連絡する援助をします。

### **不服申立て手続き**

親は、電話・手紙・電子メール・ファックスで、特殊児童局の次のいずれかの情報を入手できます。

- 不服申立て手続き
- 規定および規則の写し
- 問題に関する詳細情報、または、
- 学区・機関・組織の相談窓口を探す手段

一般的な情報に関するこのような連絡は、一般問い合わせと呼ばれ、不服申立てとはみなされません。

障害児の公教育について、次のオハイオ州教育省に問い合わせできます。

Ohio Department of Education  
Office for Exceptional Children  
Procedural Safeguards Section  
25 South Front St., Mail Stop 202  
Columbus, Ohio 43215-4183  
電話：(614) 466-2650  
フリーダイヤル：(877) 644-6338

#### **不服申立て手続きとは何ですか？**

不服申立て手続きは、IDEA、オハイオ州運営基準、オハイオ州法の違反の是正措置を提供します。この手続きにより、親や学区にとり無料で、不服申立てが迅速に解決されます。また不服申立て手続きは、適法な聴聞に比べて論争を引き起こしにくい可能性があります。

#### **州当局に不服申立て手続きの権限を与える根拠となる連邦規則は何ですか？**

州の機関が持つ不服申立て手続きの権限については、連邦規則集（Code of Federal Regulations、C.F.R.）第34編第300.151～300.153条、*州不服申立て手続きの導入*という連邦規則で定められています。

#### **不服申立てはどこへどのように提出すればよいですか？**

不服申立て当事者の現物の（コピーやスタンプではない）署名がされた不服申立て書面が、次に提出される必要があります。

Ohio Department of Education  
Office for Exceptional Children  
Procedural Safeguards Section  
25 South Front Street  
Mail Stop 202  
Columbus, OH 43215-4183

オハイオ州教育省は、次のいずれも受領しません。

- ファックス送信された不服申立て
- 電子メールで送られた不服申立て、または、
- 匿名の不服申立て

### 不服申立てを学区に提出する必要がありますか？

はい。連邦規則集第34編第300.153条(c)項によると、不服申立てを行う当事者（不服申立て人と呼ばれます）不服申立ての写しを、不服申立て相手側の学区最高責任者に送る義務があります。

### 不服申立てには何が含まれている必要がありますか？

不服申立てには次の事項が含まれている必要があります。

- 特殊教育に適用する連邦および／または州法および／または規則の要件を、公立学区が違反したという記述。
- 不服申立ての根拠となる事実（「事実」とは、実際に発生した現実の出来事または事件と定義されます。これには、問題の内容および発生日が含まれます）
- 不服申立て人の原物の署名と連絡先情報
- 問題に対する解決案 親の解決案は考慮対象とされますしかし、不服申立てに対する最終解決はオハイオ州教育省特殊児童局によって決定されます。
- 特定の子供や複数の子供達に対する違反を主張する場合、次も含めてください。
  - 不服申立てに関与する子供（達）の氏名
  - 子供の住所
  - （子供の住所と異なる場合）不服申立てを提出する人物の住所
  - ホームレスの子供または青少年の場合（子供がマッキニー・ベント・ホームレス援助法（合衆国法典第42編第11434条(a)項(2)号）第752(2)章の定めるホームレスの子供の定義を満たす場合）、該子供の有効な連絡先情報
  - 子供が通学する学校の名前
- 不服申立ては、不服申立てが受理された日付から一年以内前に発生した違反を主張せねばなりません。および、

- 不服申立ての提出当事者は、オハイオ州教育省に不服申立てを提出すると同時に、不服申立て相手側の学区に不服申立ての写しを提出せねばなりません。

### 記載要件とは何ですか？

不服申立てが調査されるためには、上記の質問「不服申立てには何が必要ですか？」で挙げられた情報が含まれていなければなりません。親の不服申立てがこれら全ての情報を含めない場合、オハイオ州教育省は親の不服申立ての全部または一部に「記載不備あり」とみなすことができます。

### 不服申立て全体が記載不備ありと判断された場合どうなりますか？

親の不服申立て全体が記載不備ありと判断された場合、不服申立ては調査されず、不服申立て全体が調査されない理由を示す「記載不備通知」が親に届けられます。通知において、特殊児童局が不服申立てを受理し調査するために、不服申立てについて親が変更または追加しなければならない項目が示されます。

記載不備通知を受け取った後、親は不足情報を加えて不服申立てを再提出できます。再提出された不服申立ては、オハイオ州教育省が不服申立て再提出を受理した日付から一年以内前に発生した違反を主張しなければなりません。

### 不服申立ての一部のみが記載不備ありと判断された場合どうなりますか？

不服申立てに事実やその他の要素が1つ不足している場合、申立ての一部のみに記載不備ありと判断されます。

親の不服申立ての全体または一部で事実が不足している場合、不服申立てのうち不足事実が直接に関連する問題について、記載不備ありと判断されます。不服申立てのうち、事実が含まれていない部分は調査されません。不服申立てに事実が提供されている他の問題が含まれている場合、これらの問題は、オハイオ州教育省の権限内である限りにおいて調査されます。

**不服申立てに事実ではなく1つの要素が不足している場合、どうなりますか？**

親の不服申立て内容に次のいずれかの事項が不足している場合

- 子供の氏名
- 子供の住所
- (子供の住所と異なる場合) 不服申立て人の住所
- 連絡先情報、または、
- 子供が通っている学校の名前

教育コンサルタントが不服申立て人に連絡し、上記の1つ以上の事項が不足している旨を知らせます。その後、不服申立て人には必要な情報を教育コンサルタントに提出するために(教育コンサルタントより連絡があった時点から)5日が与えられます。不服申立て人は、不服申立ての調査を担当する教育コンサルタントに書面で該情報を提出します。不足している要素が5日以内に教育コンサルタントに提出されない場合、不服申立ては調査されません。

**不服申立てが調査されない理由が理解できない、または不服申立てを訂正する際、誰が援助してくれますか？**

次の機関が親を援助します。

- オハイオ州教育省特殊児童局適正手続き部
- オハイオ州障害児教育連合(OCECD)、および、
- オハイオ州法的権利サービス(OLRS)

連絡先の情報は29~30ページにあります。

**誰によってどの法、規則、規定が違反されたと決定されますか？**

どの法に違反したことが主張されているか、またどの法、規則、規定が調査で参照されるかは、特殊児童局が決定します。

**特殊児童局が不服申立てを受け付けたかどうかは、どのようにわかりますか？**

特殊児童局が署名済み不服申立て書面を受領後5営業日以内に、特殊児童局は不服申立て提出者に受領通知を届けます。特殊児童局は、不服申立て提出者と同一人物でない場合は、次の当事者に対しても通知を送ります。

- 親/後見人
- 18歳に達していれば、生徒、および、
- 学区の最高責任者

**受領通知にはどのような内容が含まれますか？**

受領通知には次の情報が含まれます：

- 特殊児童局の不服申立て受領日
- 不服申立ての調査を担当する、選任教育コンサルタントの連絡先情報
- 当事者、または適切とされた場合、第三者不服申立て人が追加情報を提供できる機会の通知
- 延長が認められた場合を除いて、特殊児童局が不服申立てを受領した日付より60暦日以内に調査結果通知が発行されるという通知。この場合、調査結果通知は延長通知に記載される日に発行されます。
- 不服申立てが適法な聴聞の結果を待っている「一時中止」(保留にされている)状態かどうか。この場合、60日の期限は次のいずれかの時点から開始します。(a) 審問官が裁定を下し、審問官の裁定は不服申立ての全問題を取り上げていないと特殊児童局が判定した時点 (b) 適法な要請が撤回または却下された時点、および、
- 不服申立ての調停へ当事者が参加できる機会の通知。

注： いずれかの当事者を弁護士が代理する場合、教育コンサルタントに連絡し、全文書を弁護士に転送するよう依頼することは、弁護士の責任となります。

**特殊児童局が調査結果通知を発行する前に、不服申立ての和解提案を学区が親に申し出ることができますか？**

はい。調査結果通知が発行される前に、学区は不服申立ての和解提案を親に申し出ることができます。

**不服申立ての関係当事者が、特殊児童局の調停者を利用して不服申立ての問題を調停することはできますか？**

はい。関係当事者が親または学区、その他公共機関であり、特殊児童局の調停者を利用して不服申立ての問題調停を希望する場合には、不服

申立ての選任教育コンサルタントに連絡してください。

### 不服申立てはどのように調査されますか？

特殊児童局は、全関連記録の検討や、場合によっては現場検証を含め、不服申立ての調査を実施しなければなりません。

特殊児童局が署名済み不服申立て書面を受領した日付より60暦日以内に、調査結果通知が発行されます。連邦規則集第34編第300.152条(b)(1)項の定める遅延が必要とされる特別な状況が判断された場合には、特殊児童局は次のふたつの理由に対して規定の期限延長を認めことができます。(1)各当事者が調停や係争解決の代替形式に従事すると同意する場合。(2)特別な状況。特別な状況は、特殊児童局によって個別に判定されます。

不服申立てが適法な聴聞の議題でもある場合には、適法な聴聞が終了するまで、特殊児童局は、不服申立てまたは適法な聴聞の一部となっている不服申立て内の問題を保留します。適法な聴聞の審問官が裁定を下した時点、または聴聞が撤回または却下された時点で、これらの問題が審査されます。聴聞手続きで取り上げられなかった不服申立ての問題がある場合、調査コンサルタントが審問官の裁定により表明されなかった問題があると決断してから60日以内に、これらの問題が調査されます。

### 特殊児童局が調査を終了するとどうなりますか？

調査が完了すると、適用される特殊教育法および規定を学区が順守した(守った)かどうかを特殊児童局が判断します。それぞれの問題について学区が順守したか違反したかの判断は、事実および適用される法、規則、基準に基づくものでなければなりません。特殊児童局は、調査結果およびその理由を当事者に書面で知らせなければなりません。

### 追加審理とは何ですか？

正式不服申立ての調査中、学区が法を順守しなかった疑いのある追加分野を特殊児童局が発見する場合があります。このような追加分野の

「違反」は、不服申立人が当初提出した不服申立てに含まれていない問題です。

IDEAを含め法や規則の執行強化機関として、特殊児童局は、学区が法や規則を順守していない疑いのある分野について、学区に忠告しなければなりません。特殊児童局が、学区が法を順守していない疑いのある分野を見つけた場合、調査結果通知の最後に挿入された段落で、懸案事項の通知と、当該事項を協議し専門支援を提供するために特殊児童局が学区に連絡する旨が示されます。この専門支援は「追加審理」と呼ばれます。

追加審理は、当初の不服申立て調査とは別に実施されます。不服申立て人が追加審理の記録を要請しない限り、追加審理の情報は不服申立て人に送られることはありません。

追加審理では、特殊児童局が違反の疑いを持つ事項に関して学区に別の通知書を送ります。追加審理では、記録や情報の追加要請、あるいは特殊児童局職員による現場訪問の日程調整が行われる場合があります。学区がIDEAまたは州の定める障害児サービス提供要件のいずれかを順守していないと判断された場合、特殊児童局は問題を是正するために専門支援を提供します。

### 適法手続き

#### 公平で適法な聴聞とは何ですか？

公平で適法な聴聞は意見の不一致を解消するために開かれる公的な聴聞です。子供の評価、IEP、サービス、教育上のプレースメント(設定)、また無料で適切な公教育の子供への提供に関連して、このような意見の不一致が見られる可能性があります。聴聞には、教師、他の学校職員、子供の特殊教育に関連する他のサービス提供者が参加できます。

#### 誰が公平で適法な聴聞を要請できますか？

親、学区、またその他公共機関(発達障害郡委員会、発達センター、州の青少年サービス省など)全てが公平で適法な聴聞を要請できます。

適法な聴聞の手続きを開始するには、当事者は本手引書巻末にある「適法な不服申立ておよび適法な聴聞の要請」様式に記入のうえ提出しま

す。以降本手引書では、この手続きを「適法な不服申立ておよび聴聞の要請」と称します。

### 適法な聴聞は誰が実施しますか？

公平な（中立の）審問官（impartial hearing officer、IHO）が聴聞を実施します。

オハイオ州において、審問官は、

- 弁護士である必要があります。
- オハイオ州教育省の提供する研修を終了しなければなりません
- 学区、オハイオ州教育省、子供の教育および保護に関与するその他公共機関の被雇用者であってはなりません。
- 聴聞で片方の当事者に有利となるような、個人的あるいは職業上の利害関係があってはなりません。
- IDEA 法、関連する連邦および州の規則、また連邦および州裁判所がどのように IDEA を解釈するかについて知識と理解力を持たねばなりません。
- 法律実務原則を用いて聴聞を実施する知識と能力を持たねばなりません。および、
- 適切な法律実務原則に基づいて裁定を下し筆記する知識と能力を持たねばなりません。

聴聞官とその資格の一覧表が、州と地元の学区により提供されます。この一覧表は、オハイオ州教育省のホームページに掲載されており、[education.ohio.gov](http://education.ohio.gov)、次のキーワードで検索できます：適法な聴聞の聴聞官。

### 聴聞の費用は誰が払いますか？

適法な聴聞の聴聞官の費用は学区が支払います。ただし、学区からの支払いをうけて聴聞官の役割を果たすからというだけの理由で聴聞官は学校の被雇用者とはみなされません。

親が利用する弁護士・証人・専門家費用またはコピー代・郵送料など、親の行動によって発生する費用は親が支払わなければなりません。

適法な不服申立ておよび適法な聴聞の要請は弁護士に提出してもらい、聴聞では弁護士に代理してもらわなければなりませんか？

いいえ。適法な不服申立ておよび適法な聴聞の要請は親自身が提出でき、希望する場合には、聴聞においても親が自分自身を代理できます。学区側には弁護士が同席します。

### 公平で適法な聴聞を要請するにはどうすればよいですか？

親が適法な不服申立ておよび適法な聴聞の要請を提出することで、適法な聴聞を要請できます。不服申立て通知（次の質問を参照してください）は書面で次の関係者に提出する必要があります。

- 適法な不服申立ての原本（写しではない）を、居住地の子供の学区長に送付してください。
- 適法な不服申立ての写しを、郵送またはファックスで次に送付してください。

Ohio Department of Education  
Office for Exceptional Children  
Procedural Safeguards Section  
25 South Front Street  
Mail Stop #202  
Columbus, Ohio 43215-4183  
ファックス (614) 728-1097

親は、ODE 様式「適法な不服申立ておよび聴聞の要請」に記入のうえ提出、または適法な不服申立て書面を自身で作成し提出できます。親は様式を使う義務はありませんが、必要な情報を全て記載する必要があります。様式は本手引書巻末にあります。また ODE のホームページ [education.ohio.gov](http://education.ohio.gov) に掲載されており、次のキーワードで検索できます：適法手続き。

「適法な不服申立て」という用語は、適法な聴聞の要請に関連して用いられます。適法な不服申立てが提出された場合は常に、公平で適法な聴聞の機会が親に与えられなければなりません。

### 適法な不服申立ておよび聴聞の要請にはどのような情報が必要ですか？

適法な不服申立ておよび聴聞の要請には、次の情報が含まれなければなりません。

- 子供の氏名
- 子供の居住地の住所
- 子供が通っている学校の名前
- （マッキニー・ベント・ホームレス援助法（合衆国法典第 42 編第 11434 条(a)項(2)号）第 752(2)章で定義されている）ホームレスの子供または青少年の場合、子供の連絡先と子供が通っている学校の名前

- 問題の性質、またその問題がどのように子供の特殊教育サービス受給資格およびその受給に関連するかの説明
- 問題に関連する事実、および、
- 要請提出時に親が知っていた事に基づいた問題解決案

注：連邦規則集第 34 編第 300.508 条の定めにより、親または親の代理を務める弁護士が上述の全情報を含めた適法な不服申立てを提出するまで、適法な聴聞を実施することはできません。

### 適法な聴聞で提起できる問題に制限はありますか？

相手側当事者が同意する場合を除いて、適法な不服申立てで提起しなかった問題を、適法な聴聞で提起することはできません。

### 提出済みの適法な不服申立てで提起しなかった問題について、別の適法な不服申立てを提出できますか？

はい。提出済みの適法な不服申立てで提起しなかった問題について、別の適法な不服申立てを提出できます。

### 公平で適法な聴聞を要請するのに期限はありますか？

原則として、適法な不服申立ての対象である問題を、親が知っていたまたは知っていて当然であったとされる日から二年以内に、公平で適法な聴聞の要請を親が提出しなければなりません。

例外：次のいずれかの理由により親が聴聞を要請できなかった場合、二年間の期限は適用されません。

- 明らかに学区が親を誤解させ、親が学区によって問題が解決されたと考えた、または、
- IDEA で定められている親に提供すべき情報を学区が知らせなかった

### 適法な不服申立てに記載不備があると学区が判断する場合、どうなりますか？

次の場合を除き、適法な不服申立てを提出することで、適法な聴聞の実施が認められます。

- 親の適法な不服申立てを受領後 15 日以内に、親の適法な不服申立ては適法手続き要請要件を満たさないと考える旨の通知を、学区が審問官・ODE・親に書面で届けた場合（要請要件については、「適法な不服申立

ておよび聴聞の要請にはどのような情報が必要ですか？」の質問を参照してください。）

- 学区からの通知を受けてから 5 日以内に、審問官は親の適法な不服申立てが該要件を満たしているかどうかを判断しなければなりません。
- 判断後、審問官は直ちに、親・学区・特殊児童局に書面で裁定を知らせねばなりません。

### 審問官が適法な不服申立てが全ての要件を満たしていないと裁定する場合にはどうなりますか？

審問官の裁定書面は次の情報を含みます。

- 親の不服申立てが記載不備であると判断された理由
  - 事件が却下されたわけではないという明確な文章による記述
  - 定められた全情報を含めた適法手続き通知が提出されるまで、事件に対して聴聞が実施されないという記述（定められた情報については、「適法な不服申立ておよび聴聞の要請にはどのような情報が必要ですか？」の質問を参照してください）
  - 適法な不服申立ての完備に役立ち、
  - 記載不備内容を訂正できる援助の一覧表。
- ODE 特殊児童局適正手続き部の職員はこれら援助の一部です。親は次まで連絡できます：
- サンディ・カウフマン (Sandy Kaufman)  
 コンサルタント (Consultant)  
 Office for Exceptional Children  
 Procedural Safeguards  
 25 South Front St.  
 Columbus, OH 43215  
 メールアドレス：  
[sandy.kaufman@ode.state.oh.us](mailto:sandy.kaufman@ode.state.oh.us)  
 電話：(614) 466-2650 または  
 フリーダイヤル (877) 644-6338

### 不服申立てに記載不備はないものの不服申立てを変更したい場合、どうすればよいですか？

変更や新たな問題の追加を希望する場合、親が不服申立てを「修正」する許可を申請したり、新しい問題について新しい不服申立てを提出できます。



適法な不服申立てを親が修正できるのは、学区や審問官が次のいずれかの方法による修正に同意する場合のみです。

- 学区が修正に書面で同意し、修正後の適法な不服申立てを解決ミーティングを介して解決する機会が学区にあたえられている、または、
- 審問官が許可を与える。審問官は、適法な聴聞の5日前までに許可を与えることができます。例えば、聴聞が8月15日に予定されており8月1日に審問官が申立ての修正申請を受けた場合、審問官は8月1日から8月10日の間に許可を与えることができます。

親が許可を得たうえで適法手続きの要請を修正した場合、当初の適法手続きの要請の提出日が修正内容にも適用されます。

例えば、2009年7月1日に要請を提出し2009年8月1日に要請を修正した場合、提出日は変わりません。修正内容を含めた適法手続きの要請全体に、当初の提出日である7月1日が適用されます。

**審問官が適法な不服申立てに記載不備があると判断したため、不服申立てを修正せねばならない場合、修正不服申立てを提出するまでにどれくらいの時間が与えられますか？**

不服申立てに記載不備があるという審問官の裁定後14日以内に、親は修正した適法な不服申立てを審問官に提出しなければなりません。この期間内に修正を提出しない場合、審問官は適法な不服申立てを却下し、事件を打ち切ります。

注：適法な不服申立ての修正を提出する場合、解決ミーティングの期限（15日または「迅速処理」（より早い）聴聞の場合7日）、および適法な不服申立ての解決期限（30日または迅速聴聞の場合15日）は、適法な不服申立ての修正提出時に再度設定されます。

**要請に記載不備があると判断され、不服申立てを修正しなければ、他に何ができますか？**

学区長に不服申立てを再提出し、再提出された不服申立ての写しを特殊児童局に送ることができます。不服申立ては新たな要請として扱われ、全ての要件が満たされなければなりません。

**再提出された不服申立てと修正された不服申立てはどう違いますか？**

再提出された不服申立ては新しい要請です。修正された不服申立ては新しい要請ではなく、現在の要請への変更です。

再提出された不服申立てには新たな提出日が付与されます。修正された不服申立ての提出日は、当初提出日のままです。

二年の期限に関するいずれかの例外を満たさない限り、不服申立ては二年の期限内に再提出される必要があります。この判定には、上述の質問「公平で適法な聴聞を要請するのに期限はありますか？」を参照してください。

**適法な不服申立ておよび聴聞の要請が修正または再提出できるのは、要請に記載不備があると判断された場合のみですか？**

いいえ。次のいずれかの理由でも、要請を修正または再提出できます：

- 問題を明確にするため、または問題を加えるために要請の修正を希望する場合、または、
- 要請を撤回し、その後要請の再提出を決定する場合

**適法な不服申立ておよび適法な聴聞の要請を学区が提出し、学区の適法な不服申立てに記載不備があると考えられる場合はどうすればよいですか？**

学区の適法な不服申立てに記載不備があると考えられる場合、親は次の処置をとることができます。

- 学区の適法な不服申立てを受領してから15日以内に、学区の適法な不服申立ては不服申立てに適用される要件を満たしていないと考える旨を、審問官と学区の両者に書面で通知する。通知書面の写しをオハイオ州教育省特殊児童局適正手続き部に送る。連絡先情報については29～30ページを参照してください。
- 特殊児童局から連絡すべき審問官の名前を受け取っていない場合、特殊児童局に連絡してください。連絡先情報については29～30ページを参照してください。
- 親からの通知を受けてから5日以内に、審問官は学区の適法な不服申立てが、適法な不服申立てに適用される要件を満たしているかどうかを判断しなければなりません。

- 審問官が裁定を出すと、同日中に親・学区・特殊児童局に書面で裁定を知らせなければなりません。

**学区の適法な不服申立てに記載不備があると審問官が判断する場合、あるいは学区が独自に不服申立てを変更したい場合、学区は不服申立てを修正できますか？**

学区が適法な不服申立てを修正できるのは、次のいずれかの場合のみです。

- 親が修正に書面で同意し、修正後の適法な不服申立てを解決ミーティングを介して解決する機会が親にあたえられている、または、
- 審問官が許可を与える。適法な聴聞が実施される5日前までに、審問官は許可を与えることができます。

**適法な聴聞の要請に対し、学区は回答しますか？**

学区がすでに親の適法な不服申立ての議題についての事前通知を親に送付していない場合、学区は親の不服申立てを受け取ってから10日以内に親に応答書を送らなければなりません。応答書には次の事項が含まれている必要があります。

- 親が不服申立てで異議を唱えた措置を学区が提案した理由、または学区が措置を拒否した理由
- IEP チームが考慮した他の選択肢の説明、およびこれらの選択肢が採られなかった理由
- 機関が提案または拒否した措置の根拠となった各評価手続き・アセスメント・記録・報告書の説明、および、
- 学区が提案または拒否した措置に関連した他の要因の説明

注：学区がこの応答書を親に送付した場合でも、親の適法な不服申立てに記載不備があったことを学区は引き続き主張できます。

**適法な不服申立てを受け取った後、学区は何をしますか？**

公平で適法な聴聞が親により要請された後、

- 学年度中、今回の適法な不服申立てが初めてのものである場合、学区は「IDEAは誰のために？」を親に一部提供します。
- 調停を利用できるということ、調停についての情報が親に知らせられます。

- 親が適法な聴聞を要請した場合、学区は解決ミーティング（後段で詳述されます）を実施します。
- 特殊児童局が本事件に選任された公平で適法な聴聞の審問官の名前を親と学区に知らせます。
- 親（または学区）が聴聞を要請した場合、学区は、親が必要とする可能性のある無料または低料金の法律その他サービスについて、親の居住地域で利用できるものがあれば知らせます。
- 学区職員は、審問官と親と相談の上、公平で適法な聴聞の場所・日程・時間を調整します。
- 各当事者は、聴聞での使用を予定している、今までに完了した全評価、それら評価に基づく全勧告内容を、公平で適法な聴聞の少なくとも5営業日以内に、他の当事者全員に開示せねばなりません。聴聞に証人の出席を求めるための召喚状を審問官に発行依頼し、また聴聞に特定の書類を持参できます。
- 当事者のいずれかが上の要件を満たさない場合、相手側の同意がある場合を除いて、審問官は当該当事者が関連する評価や勧告内容を聴聞時に提出することを禁じます。
- 公平で適法な聴聞が実施され、裁定が両当事者に郵送で届けられます。このことは、親または学区が45日の聴聞実施期限の延長を申請し、公正な聴聞の審問官が延長を認めた場合を除き、学区は解決期間終了後45日以内に確実に行われるよう対処しなければなりません。
- 公平で適法な聴聞で下された裁決は、親または学区が裁定の通知を受けてから45日以内に上訴請求を提出しない限り、最終的なものです。

**適法な不服申立ての提出者が学区である場合、学区の適法な不服申立ての写しを受け取った際に何をしなければなりませんか？**

学区の適法な不服申立てを受け取ってから10日以内に、親は、学区の適法な不服申立てにおいて提起されている問題そのものを取り上げた応答書を学区に送付せねばなりません。

**解決ミーティングとは何ですか？**

親が適法な聴聞を要請した場合、適法な聴聞が開かれる前に解決ミーティングが実施されます。

このミーティングでは、親に不服申立てを論議する機会と、学区に親の不服申立てを解決する機会が与えられます。

学区は、親と、親の不服申立てで特定された事実について詳しい知識を持つ一名以上の IEP チームメンバーとで、ミーティングを実施します。学区と親が、解決ミーティングに出席する IEP チームメンバーを決定します。

ミーティングは、

- 親の適法な不服申立て通知を学区が受け取ってから 15 日以内に実施されなければなりません。迅速処理、つまりより早い処理、の要請の場合、この期限は 7 日です。
- 学区または他の公共機関の代わりとして決定を下す権限を与えられた、学区または他の公共機関の代理人が同席しなければなりません。
- 親に弁護士が同伴しない限り、学区の弁護士は同席してはなりません。

### 解決ミーティングの目的は何ですか？

ミーティングの目的は、親が適法な不服申立てと、不服申立ての根拠となる事実を論じること、親の不服申立ての元にある係争事項を解消する機会を学区に与えるためです。

ミーティングを実施しない、あるいは、ミーティングの代わりに本手引書「調停」の節で説明された調停手続きを用いることに、親と学区が書面で合意する場合を除いて、ミーティングが実施されなければなりません。

解決ミーティングでの議論は非公開とされ、適法な聴聞または聴聞の裁決に対する上訴において証拠として用いられてはなりません。

### 解決ミーティング円滑化とは何ですか？

解決ミーティングに参加するため特殊教育について徹底した研修を受けた、熟練した調停者または仲裁人が特殊児童局によって手配された場合、これを「解決ミーティング円滑化」と称します。

不服申立ての元にある係争事項を親と必要な IEP チームメンバーが解消できるよう、「まとめ役」が援助します。まとめ役は、

- 当事者間の率直な意見のやり取りの継続を助け、
- 議論を誘導し、および、

- 当事者が意見の不一致を解消できるよう援助します。

まとめ役は裁定を下さず、当事者が自身で解決を見出す援助をします。

### 解決ミーティング円滑化をどのように要請すればよいですか？

解決ミーティング円滑化の要請には、以下に連絡ください：

Ohio Department of Education  
Office for Exceptional Children  
Procedural Safeguards Section

連絡先情報については 29~30 ページを参照してください。

### 学区が適法な聴聞を要請する場合、学区は解決ミーティングを実施する必要がありますか？

いいえ。学区が適法な聴聞を要請する場合、解決ミーティングおよび 30 日の解決期間に対する要件はありません。

学区が適法な聴聞を要請する場合、聴聞裁定発行の 45 日期限は、学区の適法な不服申立ての通知を受けた時点で開始します。

学区の適法な不服申立てを受け取ってから 45 日以内に、

- 聴聞が実施されなければなりません
- 聴聞裁定が下される必要があります。および、
- 親または学区の書面による延長申請をうけ、審問官が期限を延長した場合を除き、裁定の写しが郵送される必要があります。

### 親の不服申立てが解決ミーティングで解消された場合、次の段階は何ですか？

解決ミーティングで意見の不一致が和解に至った場合、親と学区は両当事者をそれぞれ相当する箇所に拘束する法的合意を実行せねばなりません。この合意とは、

- 親と、署名の権限を与えられた学区の代理人とによって署名され；および、
- アメリカ合衆国内のどの裁判所でも執行可能です。

再検討期間： 親と学区が書面の和解合意書を行なう場合、合意書の署名日から 3 日以内であれば親と学区いずれかにより合意書を無効にすることができます。

### **親の不服申立てが解決会合によって和解されない場合どうなりますか？**

学区が適法な不服申立ての知らせを受けてから30日以内に、親の満足する内容で学区が不服申立てを解決できなかった場合、30日の解決期間の調整が行われていない限り、解決期間は終了し、適法な聴聞が実施されます。

30日の解決期間の調整は次のいずれかの場合に行われます。

- 親と学区が解決ミーティングの放棄（無視）に書面で合意した場合。または、
- 親と学区が、解決ミーティングまたは調停ミーティングで議論を開始後、解決が不可能であると書面で合意した場合。または、
- 親と学区が30日の解決期間を延長し調停を続行することを書面で合意し、その後親と学区のいずれかが調停から離脱した場合。

これらのうちいずれかの事項が発生した場合、解決期間は終了し、45日間の聴聞期間が開始されます。30日間解決期間終了後45日以内に、

- 聴聞が実施される必要があります。
- 聴聞裁定が下されなければなりません。および、
- 親または学区の書面による延長申請をうけ、審問官が期限を延長した場合を除き、裁定の写しが郵送されなければなりません。

### **解決ミーティングに参加しない場合どうなりますか？**

親が解決ミーティングに参加しない場合、親と学区が次のいずれかに書面で共同合意する場合を除いて、解決ミーティングが実施されるまで通常の解決手続き期限（30日）および適法な聴聞期間（45日）は延長されます。

- 解決手続きを無視する。または、
- 解決ミーティングの代わりに、州が調整する調停を利用する。

### **解決ミーティングに参加しない場合、解決期間終了時に何ががありますか？**

学区が適法な努力を行った（かつその経緯を記録に残した）うえで親の解決ミーティングの参加を説得できない場合、学区は30日の期間終了時に、審問官が親の適法な不服申立てを却下するよう要請できます。これは、迅速処理、つまりより早い処理、の要請の場合、15日の期間終了時となります。

### **学区が解決ミーティングを実施または参加しない場合はどうなりますか？**

学区が (a) 親の適法な不服申立てを受け取ってから15日（迅速処理要請の場合7日）以内に解決ミーティングを実施しない場合、または (b) 解決ミーティングに参加しない場合、親は審問官に關与し45日の適法な聴聞期間を開始してもらうよう依頼できます。

### **適法な聴聞に進む場合、親にはどのような権利がありますか？**

公平で適法な聴聞に關与する場合、親には次のような権利があります。

- 聴聞の対象である子供を出席させる。
- 聴聞を一般に公開する。
- 弁護士や障害児の問題について専門知識を持つあるいは特別研修を受けた個人に同席のうえ助言をもらう。
- 証拠を提示し、他の当事者に対面し反対尋問を行い、証人の出席を要請する。
- 聴聞の少なくとも5営業日前に提示されなかったものについて、いかなる証拠の提出を禁じる。
- 聴聞の記録を、書面で、あるいは希望する場合には、一語一句たがわぬ電子データで入手する。
- 事実認定および裁定の記録を、書面で、あるいは希望する場合には、電子データで入手する。および、
- 聴聞、事実認定、裁定の記録を無料で入手する。

### **審問官はどのように親または学区と連絡をとりますか？**

審問官は、適法な聴聞の全期間中、親と学校に同一の通知を同時に送ります。

### **審問官はどのように裁決を下しますか？**

一般的に、子供が無料で適切な公教育を受けているかどうかの判断は、学区が規定に従わなかったということではなく、子供が適切な教育を受けたかという問題のみに基づいて審問官が下します。例えば、学区が実施すべきミーティングを行わなかったり、適切な人物の参加を求めなかったり、親に十分な通知を行わなかったも

の、結局は親がミーティングに出席した場合、これらにかかわらず子供は適切な教育を受けたとされます。審問官は無料で適切な公教育を提供しなかったことで学区に不利な裁定を下すことはできますが、規定に従わなかったということだけで学区に不利な裁定を下すことはできません。学区が単に規定に従わなかった場合には、審問官は学区に規定や手続きに従うよう命じることができます。

例外：子供の特殊教育サービス受給資格およびその受給の関連手続きを学区が違反したと親が主張する場合、審問官は子供が無料で適切な公教育を受けなかったと裁決できます。これは次のいずれかの手続き違反にのみあてはまります。

- 無料で適切な公教育に対する子供の権利が侵害された。
- 無料で適切な公教育の子供への提供に関する意思決定手続きに親が参加する機会が著しく阻害された。または、
- 子供の教育的効果が剥奪される原因となった。

審問官は引き続き学区に手続き要件を満たすよう学区に命じることができます。

注：これら聴聞に関する規定のいずれも、オハイオ州教育省に上訴請求を提出する親の権利を奪うものではありません。

### 適法な手続き中の子供の立場はどうなりますか？

子供が暫定的代替教育の場（interim alternative educational setting、IAES、子供が懲戒を受けている場合に一時的に設定される学校外の学習設定）に入っている場合を除き、親と学区が別段の合意をしない限り、適法な聴聞の裁定、審査、または訴訟手続きを待っている間、子供は現在の教育プレースメント（教育の場）に留まらなければなりません。これを「現状維持」と呼びます。

- 適法な不服申立てが、子供の公立学校への入学申し込みに関連する場合、子供は親の同意を得て、全ての手続きが終了するまで公立学校に入っていない必要があります。
- 子供が3歳になり、もはや法律の早期介入部分にもとづくサービス受給資格が無く、不服申立てが、法律の学齢期部分にもとづくサービス受給申し込みに関連する場合、公共機関は早期介入サービスを提供する義務はありません。

- 子供にパートBで定められた特殊教育および関連サービスの受給資格があると認められ、かつ親が特殊教育および関連サービスの初期提供に合意する場合、公共機関は親と公共機関の間で係争対象となっていない特殊教育および関連サービスを提供しなければなりません。
- 州レベルの再審査官がプレースメント（教育の場）の変更が適切であると親と合意した場合、当該プレースメントは現状維持（上述）の目的で州と親との合意として対処される必要があります。

注：IDEAのパートBは、3～21歳までの子供に適用されます。IDEAのパートCは、生後～2歳までの子供に適用されます。

### 審問官の裁決に同意しない場合どうすればよいですか？

親または学区が審問官の裁定に同意しない場合、親または学区のいずれかが裁定通知後45日以内に、オハイオ州教育省に対し上訴請求を書面で提出できます。

- 上訴請求の原本（写しではない）を次に郵送してください：  
Ohio Department of Education  
Office for Exceptional Children  
Procedural Safeguards Section  
連絡先情報については29～30ページを参照してください。
- 上訴請求の写しを子供の学区長に送付してください。

オハイオ州教育省が親の上訴請求を受け取ると、州レベルの再審査官（state-level review officer、SLRO）が任命され、審問官の裁定内容について公平な再審査が実施されます。州レベルの再審査官は、

- 適法な聴聞の全記録を検討します。
- 聴聞手続きが適法手続きの要件に従っていたかを確認します。
- 必要であれば、追加の証拠を求めます。追加の証拠を得るために聴聞が開かれる場合、親の適法な聴聞に関する権利が適用されます。
- 親または学区が申請した場合、期限延長を与えることができます。および、
- 再審査を終えてから独立決議を下します。

親の適法な聴聞に関する権利については、前出の質問「**適法な聴聞に進む場合、親にはどのような権利がありますか?**」を参照してください。

オハイオ州教育省が上訴請求を受け取ってから**30日以内**に、オハイオ州教育省は次の事項が確実に行われるよう対処します。

- 州レベル再審査聴聞で独立決議が決定される。および、
- 親が希望する場合、事実認定や裁定を書面で、または一語一句たがわぬ電子データで、当事者全員に郵送される。

州レベルの再審査聴聞に対する**30日**の期限は、いずれかの当事者から申請があり、州レベルの再審査官によって書面で認められた場合、延長可能です。

### **州レベルの再審査官の裁定に同意しない場合、どうなりますか?**

州レベルの再審査における事実認定や裁定に親が満足しない場合、親は州または連邦裁判所に提訴する権利があります。

親は次のいずれかに裁定を上訴できます。

- 州レベルの再審査官が裁定を下してから**90日以内**にアメリカ合衆国連邦地方裁判所、または、
- 州レベルの再審査官の命令の通知を受け取ってから**45日以内**に子供の居住区の学区の郡に置かれている一般訴訟裁判所。

**連邦地方裁判所に提出する場合:** アメリカ合衆国連邦地方裁判所に裁定を上訴する場合、裁判所で提訴要件を確認してください。

**オハイオ州一般訴訟裁判所に提出する場合:** オハイオ州一般訴訟裁判所で裁決を上訴する場合には、

- 上訴請求の原本（写しではない）を以下に郵送してください。

Ohio Department of Education  
Office for Exceptional Children  
Procedural Safeguards Section  
25 South Front Street  
Mail Stop #202  
Columbus, Ohio 43215-4183、および

- 上訴請求の写しを関連裁判所および上訴相手側に送ってください。

上訴において、裁判所は、

- 適法な聴聞および州レベルの再審査聴聞の記録を受け取ります。
- 当事者の要請を受けて、追加の証拠を審問します。および、
- 裁判所が適切と判断する救済措置を与えます。

### **自分の弁護士費用は負担しなければなりませんか?**

親は、自分の弁護士および鑑定人の費用を支払わなければなりません。ただし、適法な聴聞に関連する法的措置または訴訟手続きに関する裁判に勝訴した場合（親が「勝訴当事者」となります）、親は裁判所に依頼して、相手側に親の弁護士費用を妥当な範囲で返金（払い戻し）するよう命じてもらうことができます。審問官および州レベルの再審査官は、弁護士費用を授与することはできません。

相手側が勝訴当事者である場合、親またはその弁護士が勝訴当事者の弁護士費用を妥当な範囲で支払わなければならない可能性に留意してください。

勝訴当事者がオハイオ州教育省または学区である場合、次の**1~4**いずれかの当事者は、オハイオ州教育省または学区に対して訴訟費用を返金しなければならない場合があります。

1. 法律上価値のない、不当な、または根拠の無い不服申立てまたはそれに続く訴訟を提出する親の弁護士、または、
2. 訴訟が明らかに法律上価値のない、不当な、または根拠の無いものとされた後でも当該訴訟を続行する親の弁護士、または、
3. 親の適法な聴聞要請またはそれに続く訴訟が、嫌がらせ、不必要な遅延、訴訟費用の不必要な増額などの不適切な目的で提訴された場合、親の弁護士、または、
4. 親の適法な聴聞要請またはそれに続く訴訟が、嫌がらせ、不必要な遅延、訴訟費用の不必要な増額などの不適切な目的で提訴された場合、親。

### **IEP チームのミーティング、解決ミーティング**

IEP チームのミーティングに関する弁護士費用は、次のいずれか場合を除いて授与されません  
1) 適法な聴聞、州レベルの再審査、または裁判の結果ミーティングが実施された、または、2)

州が調整する調停のため、州によって開催された。適法手続きの決定ミーティングの弁護士費用も回収できません。

#### 考慮されないボーナスや乗数

妥当とみなされる弁護士費用額は、法的措置または訴訟手続きが行われる地区の標準的な料金および提供されるサービスの種類と質に基づいて、裁判所が判断します。

裁判所によって授与される弁護士費用の計算には、ボーナスや「乗数」は用いられません。例えば、親の弁護士費用が4万ドルの場合、親が1万ドル（ボーナス）または（8万ドル（親の費用が2倍の場合）12万ドル（親の費用が3倍の場合）を余分に受け取ることはできません。

#### 書面による和解案の申し出以降に生じたサービスに対する弁護士費用が裁判所によって授与されない場合がありますか？

はい。以下の場合には、書面による和解案の申し出以降に生じたサービスについて、弁護士費用が親に授与されず、また IDEA 第 615 章が定める法的措置または訴訟手続き（適法な聴聞や上訴など）についての関連費用が親に払い戻されません：

- 連邦民事訴訟規則の規則 68 で規定される期間内、または再審査の場合手続きが開始してから 10 日以上前に、申し出がなされた場合
- 親が 10 日以内に申し出を受け入れなかった場合、および、
- 親が最終的に受けた救済措置が、和解の申し出よりも親にとって有利ではないと、裁判所または行政審問官により判断された場合。

例外：親が勝訴当事者であり、和解申し出の拒絶が正当化できるものであった場合、親に弁護士および関連費用が授与されます。

#### 書面による和解案の申し出以降に生じたサービスに対する弁護士費用が裁判所によって減額される場合がありますか？

はい。次のいずれかの場合には減額されます：

- 親またはその弁護士が法的措置または訴訟手続き中、論争の解決を不当に遅延させた。
- 親の弁護士の費用請求額が、同じ地区で同様なサービスを提供する同様な技能・評

価・経験を有する他弁護士の標準的な時間給に比べて不当に高い。

- 法的措置または訴訟手続きの性質に鑑みて、請求対象時間および提供された法律サービスが過大である。または、
- 親の代理を務める弁護士が、適法手続きの要請通知において連邦規則集第 34 編第 300.508 条に定められる適切な情報を学区に提供しなかった。

例外：法的措置または訴訟手続きの論争の解決を州または学区が不当に遅延させ、従って IDEA 第 615 章の違反を犯したと裁判所が判断した場合、該法的措置または訴訟手続きには上述の条件は適用されません。

#### 適法手続きについて追加の情報をどのように入手できますか？

適法手続きについての追加情報については、次に連絡してください：

- Ohio Department of Education  
Office for Exceptional Children  
Procedural Safeguards Section  
25 S. Front Street, Mail Stop #202  
Columbus, Ohio 43215-4183 ;  
電話(614) 466-2650,  
ODE フリーダイヤル (877) 644-6338.
- 2004 年個別障害者教育法 (IDEA) 第 615 章、公法第 108-446 号、第 108 回議会、2004 年 12 月 3 日制定 (下院法案第 1350 号) 2005 年 7 月 1 日施行；合衆国法典第 20 篇第 1415 条；連邦規則集第 34 編第 300.507~300.518 章；オハイオ修正州法 (Ohio Revised Code) 第 3323.04 および 3323.05 章、オハイオ州法 (Ohio Administrative Code) 規定第 3301-51-05 を参照してください。該規定はオハイオ州障害児童サービス提供教育機関に対する運営基準の一部です。  
あなたの弁護士と相談してください。

#### 懲戒

「懲戒」と「懲罰」という言葉は、行動を改善するための訓練という意味で互換性を持って用いられます。反対意見もあるかも知れませんが、これら 2 つの訓練は同一ではありません。この違いを理解することが、学級運営および子育てで成功するために重要となってきます。この理解が助けとなって、教育者および親が全生徒にと

ってより協調的で、責任があり、安全で、健全な行動を促進することとなります。

**処罰**は単なる「応急処置」です。処罰によっては、多くの場合問題は解決せず、単独で用いることで目前の行動のみが止まるに過ぎません。処罰によっては、子供の信念や思考の変更が強いられることはほとんどなく、大抵の場合、子供の学習に関する価値は全くありません。処罰によっては、行動の原因となっている子供の基本的なニーズが満たされることはなく、長期的にみて行動が変わることになりません。処罰が重点的に取り組むのは子供の行為であって、原因ではありません。懲罰の結果として、通常は子供が怒り、軽蔑、復讐、敗北を感じるようになります。

**懲戒**は、反対に、計画・指導・評価を通じて行動を変えていくという取り組みです。効果的な懲戒によって、子供の行動に対して適切で論理的な結果がもたらされ、行動に前向きで長期的な変化が生じます。真の懲戒とは、個々の行動に注目するのではなく、身につけるべき多様な技能が子供に示される、一連の学習作業なのです。懲戒は、行動の原因に取り組むことで、全員にとって安全で前向きな学習環境の整備に役立ちます。

懲戒は確実、公正で、対象の行動にとって適切です。懲戒にはたゆまぬ努力、計画、継続的な問題解決が必要とされます。\*

\*引用元：「*包括的教室運営方式の開発方策*」

### 学校からの停学とは何ですか？

停学とは、現在のプレースメント（教育の場）から違反を理由に「懲戒的」に子供を退出させることです。停学は同じ学年度中、授業日で連続10日間まで認められます。これよりも長期間の退出は「排除」と呼ばれる場合があります。

子供を教育の場から退出させない限り、別の違反が発生すると、同じ学年度中に学区は子供をさらに授業日で連続10日間退出させることができます。「プレースメント変更」は後段で詳述され、また本手引書の「定義」の節で定義されています。

停学中、学区は無料で適切な公教育を子供に提供せず、また子供の IEP を実施しません。

次のような、異なった種類の停学があります。

- 正式な停学
- 緊急の退出
- 通常授業日終了前の子供の退出
- IEP の関連サービスが送迎であり、その他の送迎が提供されていない場合、バスの利用停止。（注：バスの利用停止期間中、子供が通学する場合、これらの日数は学校からの停学としては計算されません。）
- 特殊教育サービスが提供されない学校内謹慎。子供の IEP が実施されている場合、学校内謹慎は10日間の停学には計算されません；または、
- 子供が学校内の別の場所（職員室など）に移される学校内謹慎で、長期間または一定期間子供の IEP は実施されません。

### 障害を持つ子供が同じ学年度中、授業日で10日間以内の停学となった場合、どうなりますか？

学校からの停学処分を受ける生徒全員に定められた教育委員会の方針が、子供にも適用されます。

学区には次の処置を取る義務はありません。

- （子供の行動についてより詳しく調べるために）行動評価計画を作成する、または介入（行動を改善するための支援の一種）を展開する。
- 顕在確定（子供の行動の原因が障害であるかを確定する）を行う、または、
- その他のサービス。

ただし、この10日間中に IEP チームが次について判断することができます。

- 子供の IEP が適切かどうか
- 子供の IEP が守られているか
- 子供の行動について考えられる原因を調べるために評価計画が必要か、および、
- 子供が良い行動を取れるよう援助するための支援、方策、サポートが必要か

### どのような場合に、懲戒的理由による子供の学校からの退出が、プレースメント（教育の場）変更とみなされますか？



懲戒的な理由による学校からの退出は、次のいずれかの場合、プレースメント変更とみなされます。

- 同一学年度中、退出が連続して授業日で10日を超える場合、または、
- 子供の一連の退出が、次の理由からパターンを形成していると考えられる場合：
  1. 学年度中、一連の退出の累計が授業日で10日を超える。
  2. 子供の行動が、一連の退出を招いた前の状況での行動と非常に類似している。または、
  3. 各退出の期間、退出させられていた合計時間、退出の間隔の長短など付加的な要因がある。

注：同一学年度中、退出が連続して10日を超える場合、あるいは一連の退出が合計授業日で10日間を超えておりそれがパターンを形成していると考えられる場合は、「排除」と呼ばれる場合があります。

### **懲戒的退出のパターンがプレースメント（教育の場）変更になると誰が判断しますか？**

学校の指導者が、懲戒的退出のパターンがプレースメント変更であるかどうかを個別に判断します。

### **子供のプレースメントが変更されるとどうなりますか？**

校則の違反が理由で子供のプレースメントを変更する前に、学区は子供に特定の保護を提供しなければなりません。これら保護の一つで、学区が実施せねばならないのが「顕在確定」、つまり、子供の障害が子供の行動と関連がある、または障害が行動の原因であったかどうかの判定です。

### **子供のプレースメント変更に同意しない場合はどうなりますか？**

子供の学習場所変更決定に異議を申し立てるため、迅速処理による適法な聴聞を親が要請できます。子供のプレースメントの変更時に学区が要件に従ったと証明できるかどうかを、審問官が判断します。聴聞手続きは後段および本手引書の「適法手続き」の節で詳述されています。

以下に詳しく述べる「迅速処理」では、「通常処理」よりも早く適法な聴聞が実施されます。

### **顕在確定とは何ですか？**

顕在確定は、子供の行動が子供の障害によって引き起こされた（つまり障害の顕在化であった）という決定です。学区、親（あなた）、およびIEPチームの関連（必要）メンバーが決定を下します（「関連メンバー」は親と学区によって決定されます）。

### **顕在確定審査はいつ行われますか？ 誰によって行われますか？**

顕在確定は、障害を持つ子供の校則違反を理由としたプレースメント（教育の場）変更の決定から10授業日以内に実施されます。

学区、親、IEPチームの関係メンバーが顕在確定を実施します。子供のIEP、教師の所見、親が提供する関連情報を含め、子供のファイルにある全ての関連情報が審査されなければなりません。

関連情報は、次のいずれかを決定するために用いられます。

1. 子供の問題行動が子供の障害によって引き起こされた、または子供の障害と直接で重要な関係があった。または、
2. 子供の行動の直接原因は学区が個別教育計画を実施しなかったことによる。

親、学区およびIEPチームの必要メンバーが、子供の行動が上記1.または2.のいずれかの条件を満たしていると判断した場合、当該行動は子供の障害の顕在化です。

上記2.の条件が満たされた場合、学区はIEPを実施するため即座に対応せねばなりません。

### **顕在確定の決定に同意しない場合どうなりますか？**

決定に異議を申し立てるため、迅速処理による適法な聴聞を親が要請できます。上述の要件に即して子供の行動が障害の顕在化であったか否かを学区が証明したかどうかを、審問官が判断します。聴聞手続きは後段および本手引書の「適法手続き」の節で詳述されています。

**行動が子供の障害の顕在化であったと判断された場合、IEP チームは何をしなければなりませんか？**

行動が子供の障害の顕在化である場合、IEP チームは、

1. 次のいずれかを行わねばなりません：

- プレースメントの変更をもたらした行動よりも前に学区が機能的行動評価（「定義」の節を参照してください）を実施し、子供に行動インターベンション・プランを制定していた場合を除き、顕在確定後 10 日以内に機能的行動評価を開始し、すみやかに評価を完了する。または、
- 行動インターベンション・プランが既に作成されている場合、顕在確定の決定後 10 日以内に当該プランおよびその手段を見直し、行動に対処するため必要であれば変更を加える。および、

2. 行動インターベンション・プラン調整の一環としてのプレースメント変更親と学区が合意する場合を除き、子供を退出前のプレースメントに戻す。

「行動インターベンション・プラン」は、学校で不適切とされる子供の行動に対処する計画です。

**行動が子供の障害の顕在化である場合、子供が退出前のプレースメントに戻されるという要件に例外はありますか？**

はい。特定の行動に関しては、学区は子供を退出前のプレースメントに戻す義務はありません。代わりに、子供の行動が障害の顕在化であったとしても、子供の行動が次のいずれかにあてはまる場合には、学区は子供を暫定的代替教育の場（IAES—つまり異なった教育の場）へ授業日で最高 45 日間まで退出させることができます。

- 武器を学校に持っていった、あるいは在籍時に学校構内で所持していた、また、学区やオハイオ州教育省の権限で行われる校外行事に持っていった、あるいは行事中所持していた。
- 在学時に学校構内で、また学区やオハイオ州教育省の権限で行われる校外行事で、故意に違法薬物を所持ないし使用した、ま

たは規制薬物を販売ないしは売買しようとした。；または、

- 在籍時に学校構内で、また学区やオハイオ州教育省の権限で行われる校外行事で、他人に重症を負わせた。

**子供の問題行動が障害の顕在化ではない場合、子供はどのように懲戒されますか？**

行動が障害の結果でない場合、学校職員が学校が定める通常の懲戒手続きに従います。学校は、障害を持たない児童への対処と同じ方法また同じ期間で、子供の懲戒を行うことができます。

子供が現在のプレースメント（場所）から退出させられた場合、子供は、

- 別の場所であっても、一般教育課程に参加し、子供の IEP で設定された目標に向けて進歩を達成することができるよう、教育サービスを受け続けなければなりません。および、
- 適切と認められる場合はいつでも、機能的行動評価および行動の再発予防のため考案された行動調整を受けねばなりません。

注：校則に違反した障害を持つ子供に対しプレースメント変更命令を決定する際に、学校職員は特別な状況を個別に検討できます。

**校則違反が原因で学校が子供のプレースメントを変更する場合、どのように通知されますか？**

校則違反が原因で子供のプレースメント変更が決定された日に、学区は次の処置をとらねばなりません：

- 親に決定を通知する。および、
- 親の権利に関する適正手続きの通知（本手引書「*IDEA* は誰のために？」の写し）を親に提供する。

**暫定的代替教育の場（IAES—または異なった、仮の場所）が何であるか、および子供がどのようなサービスを受けるかは誰が決定しますか？**

次のいずれの場合にも、IEP チームが IAES および適切なサービスを決定します。

- 子供が校則に違反し、教育の場の変更が授業日で連続して 10 日を超える場合。通常教育の場からの退出パターンがあり、学年度中の退出の累計が授業日で 10 日を超える場合にも適用されます。または、

- 武器・薬物が関与していたり、他人に重大な危害が与えられたという特別な状況が原因で子供のプレースメントが変更された。

### 子供は暫定的代替教育の場にどれだけの間留まることができますか？

子供の行動の直接の原因が障害でない場合、子供は障害を持たない児童が懲戒される場合と同期間 IAES に留まることができます。

子供の行動が障害と直接関係があった、または行動が障害によって直接引き起こされた場合、および以下の場合、

- 子供の行動が校則違反を含むものであった。親と学区が行動インターベンション・プランまたは IEP における変更の一環として場の変更に合意する場合を除き、子供が退出前の教育の場に戻されなければならない。
- 子供の行動に武器・薬物が関与していたり、他人への重大な危害が与えられた：子供を IAES へ最高 45 日間退出させることができます。

### 懲戒の理由によるプレースメントの決定に同意できない場合どうなりますか？

懲戒的措置としてのプレースメント決定に異議を申し立てるため、迅速処理による適法な聴聞を親が要請できます。聴聞手続きは後段および本手引書の「適法手続き」の節で詳述されています。

### 迅速処理による適法な聴聞はどのように要請できますか？

迅速処理による適法な聴聞を要請する場合：

- 学区長に書面で要請を提出し、写しを特殊児童局まで送付してください。
  1. 子供の居住地の学区長に適法な不服申立ての原本を送付してください。
  2. 郵送またはファックスで次まで写しを送付してください。

Ohio Department of Education  
Office for Exceptional Children  
Procedural Safeguards Section

連絡先情報については 29～30 ページを

参照してください。

- 学区は翌営業日の終わりまでに特殊児童局の適法な聴聞の担当者に連絡しなければなりません。

- 学区が特殊児童局に要請を通知した翌営業日の終わりまでに、特殊児童局により適法な聴聞の審問官が任命されます。
- 任命後 24 時間以内に、適法な聴聞の審問官が聴聞設定のため親に連絡します。
- 迅速処理による聴聞は、要請された日から 20 授業日以内 to 実施されるものとし、聴聞後 10 授業日以内に裁定が下されなければなりません。

適法手続きの要請に何を含むべきかについては、「適法手続き」の節を参照してください。

### 子供の現在のプレースメント（教育の場）を維持することにより、子供または他人に危害が及ぶ可能性が非常に高いと学区が考える場合、どうなりますか？

子供の現在のプレースメントを維持することにより、子供または他人に危害が及ぶ可能性が非常に高いと学区が考える場合、学区は次の処置を行うことができます。

- IEP ミーティングを実施し、親および他の IEP チームメンバーと IEP を見直し、懸案事項を協議する。学区の懸案事項にどのように対処するかについて親と学区が合意しない場合、学区は迅速処理による適法な聴聞を要請できる。または、
- IEP ミーティングを実施せず、直ちに迅速処理による適法な聴聞を要請する。または、
- 裁判所命令、またはその他法で認められた救済措置を求める。

### 学区が迅速処理による適法な聴聞を要請した場合、次の段階は何ですか？

学区が迅速処理による適法な聴聞を要請した場合、学区は次の処置を取らねばなりません。

- 書面による要請の写しを親に届け、また、今回が学年度中初めての適法な不服申立てである場合、適正手続きの通知（本手引書「IDEA は誰のために？」）を親に一部提供する。および、
- 停学決定から 10 授業日以内に顕在確定を行う。

### 審問官の裁定に同意しない場合はどうなりますか？

親が審問官の裁定に同意しない場合、裁定を受け取ってから 45 暦日以内に、書面で異議申し立てができます。上訴請求を次に送付してください：

Ohio Department of Education  
Office for Exceptional Children  
Procedural Safeguards Section  
連絡先情報については 29~30 ページを参照してください。

上訴請求の写しを居住地の学区長に送付してください。  
上訴請求の手続きについての詳細は、本手引書「適法手続き」の節を参照してください。

**審問官の裁定への上訴請求中、子供はどこにいることとなりますか？**

IAES へのプレースメントが審問官により命じられた場合、子供は IAES に最高 45 授業日まで留まります。45 授業日の終了時、子供を元のプレースメントに戻すことにより子供または他人に危害が及ぶ可能性が非常に高いと学区が考える場合、学区は迅速処理による適法手続きの要請を新たに行うことができます。

**迅速処理による適法な聴聞を親が要請できるのはどのような場合ですか？**

迅速処理による適法な聴聞を親が請求できるのは、以下のいずれかに異議申し立てする場合のみです。

- 子供の頭在確定の判断、または、
- 懲戒措置における子供のプレースメントに関する決定

上述の通り、子供のプレースメントを継続することにより子供または他人に危害が及ぶ可能性が非常に高いと学区が考える場合、学区は迅速処理による適法な聴聞を要請できます。

**迅速処理による適法な聴聞の間、子供はどこで教育を受けますか？**

審問官が裁定を下すか、または停学や排除が終了するか、いずれか早い時期まで、子供は IAES（仮の教育の場）に留まらねばなりません。

**迅速処理による聴聞の裁定に対しどのように上訴請求できますか？**

審問官の書面の裁定が親に通知されてから 45 暦日以内に、オハイオ州教育省に対し書面で請求を行わなければなりません。

- 上訴請求の原本を次に郵送してください：  
Ohio Department of Education  
Office for Exceptional Children  
Procedural Safeguards Section  
25 South Front Street  
Mail Stop #202  
Columbus, Ohio 43215-4183  
ファックス (614) 728-1097
- 上訴請求の写しを学区長に送付してください。

30 暦日以内に、再審査を終了し、州レベルの再審査官によって書面の裁定が発行されなければなりません。30 日の期限は延長不可です。州レベルの再審査官の裁定に対し、親は適切な一般訴訟裁判所または連邦地方裁判所に上訴できます。州レベルの再審査官の裁定に対する上訴の詳細は、「適法手続き」の節を参照してください。

**子供はまだ障害児として認定されていませんが、特殊教育を必要とする障害が子供にあると考えます。子供が校則を破った場合、何らかの保護がありますか？**

校則違反を犯す前に、子供が障害児であると学区が知っていた場合、子供に障害児と同一の権利を与えるように親が学区に請求できます。

子供が校則違反を犯す前に次のいずれかが発生した場合、学区は子供が障害児であると知っていたものとみなされます。

- 学区の管理職員指導者または子供の教師に対し、子供が特殊教育サービスを必要とするのではないかという懸案を親が書面で表明していた；
- 子供に評価を要請していた；または、
- 子供の教師または他の学区職員が、
  - 特殊教育責任者その他の監督職員に対し直接、子供が示している行動パターンについての具体的な懸念事項を表明していた。

次の場合、学区は子供が障害児であると知らなかったものとみなされます。

- 親が、
  1. 子供の評価を認めなかった。または、

2. 子供への特殊教育および関連サービスを拒否した。または、
- 子供に評価が実施され障害児ではないと判定されていた。

懲戒措置をとる前に子供が障害児であると学区が知っている場合、子供は同様の行動を行った障害を持たない児童と同様の懲戒を受けることがあります。

### **子供の懲戒中に親または第三者が子供の評価を要請した場合、どうなりますか？**

子供の懲戒中に親または第三者が要請を行った場合、子供はできるだけ早く評価を受けねばなりません。

評価が完了するまで、子供は、教育サービスのない停学または排除を含めた、学校当局が決定した教育プレースメントに留まります。

評価が完了すると、有資格個人と親（あなた）で構成されたグループにより、子供が障害児であるかが判定されます。

学区の評価情報および親が提供した情報が考慮されたうえでグループの決定が下されます。

### **子供が障害児であると判定された場合、学区は子供を警察や裁判所に差し向け、子供の教育記録を警察や裁判所に提供できますか？**

IDEA では、障害児が犯した犯罪を、学区や機関が適切な関係当局に通報することが認められています。IDEA ではまた、障害児が犯した犯罪に、州の法執行機関および裁判所が連邦法および州法を適用する義務を施行することが認められています。

学区や機関が子供が犯した犯罪を通報する場合、学区は、子供の特殊教育および懲戒の記録の写しが、通報先の関係当局と確実に共有されるよう取り計らわなければなりません。

犯罪を通報する学区や機関は、家族教育権および守秘条例（FERPA）が許す範囲で、子供の特殊教育および懲戒の記録の写しを送付できます。

## **非公立（私立）学校**

オハイオ州では、私立学校は非公立学校と呼ばれます。

### **非公立学校にはどのようなものがありますか、また親・子供に何か影響がありますか？**

非公立学校は、私人・民間会社・民間組織によって組織・管理される学校です。非公立学校には2つの種類があります：（1）オハイオ州により認可された認可校、および（2）運営を許可されているが、州の条件の全てを満たしていない非認可校。（「定義」節内の非公立学校の定義を参照してください。）

本節で述べられているように、親が（認可または非認可）非公立学校に入学させた障害を持つ生徒は、公立学区から引き続きサービスを受けることができます。しかし、保証されてはいません。子供へのサービス提供の決定事項については、以下の質問を参照してください。

### **学区の同意や推薦なしで、障害を持つ子供の非公立学校入学を検討している場合、親の権利はどういうものがありますか？**

親が学区の同意または推薦なしで子供を非公立学校に入学させることを検討している場合、

- 学区により無料で適切な公教育が子供に提供されていない場合を除き、親の居住区の学区は、特殊教育および関連サービスを含めた教育費用を支払う義務はありません。（これは、親の学区により提供された特殊教育および関連サービスを親が辞退したことを意味します）。
- 子供にサービスの受給資格がある場合、親の住む場所の学区（居住地の学区と呼びます）は、無料で適切な公教育を子供に提供する義務があります。子供を非公立学校に在籍させるという親の意思を表明する場合、居住地の学区が子供にIEPを作成する必要はありません。
- 子供を居住地の学区ではなく非公立学校に入学させることを選択する場合、学区により無料で適切な公教育が子供に提供されていない場合を除き、親の居住区の学区は、特殊教育および関連サービスを含めた教育費用を支払う義務はありません。
- 非公立学校の所在地の学区は居住地の学区と異なる場合がありますが、非公立学校の

学区により子供を評価させる権利が親にあります。

- 非公立学校の所在地の学区は、学区の予算の一部を使ってどのように非公立学校に在籍する子供へサービスを提供するかについて、非公立学校と協議します。
- 学区は予算を一部支出することで子供へサービスを提供することを決定できますが、学区には子供にサービスを提供する義務はありません。つまり、子供にはサービス受給の個人的権利がありません。
- 子供にサービスを提供するかどうか、提供する場合にはサービスの種類について、学区が最終的な判断を下します。
- 学区が子供にサービス提供を決定すると、サービスプランが作成されます。
- サービスプランは無料で適切な公教育を提供しないという点で、IEP と異なります。

詳細は、[オハイオ州認可非公立学校および非認可非公立学校に親が入学させた障害児へのサービス提供指針 \(Guidelines for Providing Services to Children with Disabilities Parentally Placed in Ohio Chartered and Nonchartered Nonpublic Schools\)](#) を参照してください。これらの指針は ODE のホームページ ([education.ohio.gov](http://education.ohio.gov)) に掲載されており、次のキーワードで検索できます：[障害児へのサービス提供指針](#)。

**子供が通学する非公立学校が、非公立学校在籍の子供へのサービス提供に関する予算の利用について、非公立学校の所在地の学区と協議しない場合、どうすればよいですか？**

この場合、親は当該学区に直接連絡して、子供へのサービスを要請できます。

**非公立学校の所在地の学区と居住地の学区は、情報を共有できますか？**

非公立学校の所在地の学区と居住地の学区の職員間で、子供に関する個人情報共有される前に、親の同意が得られなければなりません。

**非公立学校に子供を入学させる場合、何らかの権利を放棄することになりますか？**

非公立学校に子供を入学させることを選択する場合、適正手続きに関する親の権利が同一ではないことに留意しなければなりません。

**適法手続き：** 子供を認定し、配置し、評価する「チャイルド・ファインド」という学区の責任を超える適法手続き権利は親にありません；親が活用するか否かに係わらず、学区が子供にとって適切なプログラムを見つけます。親により非公立学校に入れられた障害児のグループにある程度の特殊教育および関連サービスを提供するため、法律で定められた適切な額の資金を学区が提供します。

また子供には、公立学校に入学した場合に受けるサービスまたはサービスの量は保証されていません。

**不服申立て：** オハイオ州教育省に以下の事項で不服申立てを提出する権利が親にあります。

- チャイルド・ファインド（子供を認定し、配置し、評価する）
- 認定および評価
- 学区が提供に合意したサービスの実施
- 学区が支出すべき資金額
- サービスの場所
- 送迎
- クラスの分離
- 非公立学校の利益とならない資金の要件
- 公立学校職員の利用
- 非公立学校職員の利用、および、
- 建物、機器、備品に関する要件

書面の不服申立ての提出に関する情報は、本手引書の「不服申立て」の節を参照してください。

**どのような場合に、子供の非公立学校の教育費用を公立学校が全額または一部支払わねばなりませんか？**

子供が学区から特殊教育および関連サービスを既に受けており、親が学区の同意または推薦なしで子供を非公立学校に入学させる場合、次の場合には、適法な聴聞の審問官または裁判所が学区に命じて、非公立学校へのプレースメント費用を親に払い戻しさせることができます。

- 非公立学校への入学前の適切な時期に、居住地の学区が無料で適切な教育を子供に提供しなかった。および、

- 子供を非公立学校に配置することが適切である。

審問官または裁判所は、親によるプレースメント（非公立学校に子供を配置するという親の決定）が、州および学区が提供する教育に適用される基準を満たさない場合でも、適切であると判断できます。

審問官または裁判所は、次のいずれかの場合、非公立学校教育費用の返済額（学区が親に払い戻すべき額）を減額あるいは却下することができます。

- 子供を公立学校から退学させる前に親が参加した一番最後の IEP ミーティングで、親が IEP チーム提案のプレースメント（つまり子供の教育に関する学区の手配）を認めないということを知らせず、さらに、親の懸案事項を述べず、子供を公費（学区の負担）で非公立学校に入学させるという親の意図を伝えなかった。
- 子供を公立学校から退学させる少なくとも（営業日に重なる祝日を含めて）10 営業日前に、無料で適切な公教育を子供に提供するために学区が提案した手配を却下するという旨の書面通知を親が学区に届けなかった。この書面通知には、親の懸案事項と、子供を公費で非公立学校に入学させるという親の意図の記述が含まれていなければなりません；
- 子供を公立学校から退学させる前に、学校が子供を評価するという意図を親に通知し、親が子供を評価に連れてこなかった。または、
- 親が取った措置が不当であるという法的判断が下されている。

親が以下のいずれかの理由で書面通知を準備しなかった場合には、非公立学校へのプレースメントに関する返済額（親に払い戻される額）は減額あるいは却下できません。

- 親が英語の読み書きができない。

- 書面通知を行うことで、子供に身体的または深刻な感情的危害を招く可能性がある。
- 学校がそのような通知を行う妨害をした。または、
- 親の権利に関する適正手続きの通知（本手引書「*IDEA は誰のために?*」写し）を親が受け取らず、書面通知を出さなければならないということを知られなかった。

### **非公立学校の建物で子供がサービスを受けることはできますか？**

公立学校区が選択し、非公立学校が合意する場合、非公立学校の建物で子供がサービスを受けることができます。

### **子供に送迎は提供されますか？**

子供が認可された非公立学校に通学している場合、認可された非公立学校に通学している障害を持たない児童と同程度の送迎が子供に確保されます。

子供が非認可の非公立学校に通学している場合、子供のサービスプランに関連サービスとして記載されてない限り、子供の送迎は確保されません。

子供が認可非公立学校または非認可非公立学校のいずれかに通学しており、子供のサービスプランにおいて別の場所で提供されるサービスが必要とされている場合、その場所への送迎が提供されなければなりません。

サービスの提供時間に応じて、サービスの提供場所と子供の非公立学校との間、またはサービスの提供場所と子供の家との間で送迎が提供されなければなりません。

### 不服審査

子供の評価・教育プレースメント・特殊教育の提供について、親が学区長へ不服を伝えることができるミーティング。

### 成年

特殊教育の権利が親から子供へ移譲する年齢（オハイオ州では 18 歳）。これらの権利の説明（「IDEA は誰のために？」）が、子供の 18 回目の誕生日の少なくとも 1 年前に実施されなければなりません。

### 年次目標

子供に期待されている一年間の達成事項が示された IEP の記述。

### アセスメント

次の事項を測定する方法や手段

- 現在の成績および教育ニーズ
- サービスの受給資格
- 目標達成に向けての進捗状況、および、
- 障害の分類

### 支援技術デバイス

障害児の能力を強化・維持・向上するために使用される装置や製品。外科的に埋め込まれた医療機器やその代替品は含みません。

### 支援技術サービス

次にあげるものを含め、支援技術デバイスの選択・取得・利用に関し、障害児を直接的に支援するサービス

- 子供のニーズの評価
- 支援技術デバイスの障害児への支給
- 支援技術デバイスと併用される他の治療法やサービスの調整および利用
- 障害児、該当する場合には親、への研修や技術指導、および、
- 子供が生活する上で重要な機能に関与する専門家への研修や技術指導

### 行動インターベンション・プラン

学校で不適切とされる子供の行動に対処する計画。



## 指標

学年度中の特定時点で、子供が知っているべきまたは実行可能であるべき内容についての具体的な記述。どの時点でどの程度の年次目標達成が子供に期待されているかが、指標によって示されます。

## 懲戒的プレースメント変更

懲戒的な理由による学校からの退出は、次のいずれかの場合、プレースメント変更とみなされます。

- 同一学年度中、退出が連続して授業日で10日を超える場合、また
- 子供の一連の退出が、次の理由からパターンを形成していると考えられる場合
  - 学年度中、一連の退出の累計が授業日で10日を超える
  - 子供の行動が、一連の退出を招いた前の退出時の行動と非常に類似している、および、
  - 各退出の期間、退出させられていた合計時間、退出の間隔の長短など付加的な要因がある

## 障害児

- 「障害用語の定義」の節に含まれる障害用語の定義を満たす障害を持つ子供、または
- 学区の選択で、特殊教育および関連サービスを必要とする発育遅延（本節後述の定義を参照してください）を持つ子供、のいずれか。

## コミュニティ・スクール

修正州法第3314章のもと創設され、いずれの学区や州の教育プログラムからも独立した公立学校。オハイオ修正州法第3323章およびオハイオ州法第3301-51章の定める障害児教育に関して、コミュニティ・スクールは学区とみなされます。

## 不服申立て

子供の特殊教育および関連サービス受給資格およびその受給に関する法や規則が、学区または他公共機関により守られていないと主張する、親または他の当事者がオハイオ州教育省特殊児童局に提出する公文書（様式）。

## 代替プレースメント選択肢の連続体 (教育の場)

特殊学級や特殊学校での指導。家・病院・施設での指導；補完的サービス（リソース・ルーム

や巡回指導員）など、通常学級と並行して提供されるサービスの選択。

注：障害児が特定の場所で過ごす時間の変更はプレースメント（教育の場）の変更とは**みなされず**、親の許可は必要とされません。ある建物から別の建物への変更も、新しいプレースメントが前の建物と同様の環境にある限り（例えばリソース・ルームなど）、親の許可が必要なプレースメントの変更ではありません。例えば、子供が一部の時間を通常学級で、一部の時間をリソース・ルームで過ごしていた場合、移動先の建物で一部の時間を通常学級で、一部の時間をリソース・ルームで過ごす場合、親の許可が必要なプレースメントの変更ではありません。子供が通常学級4授業、リソース・ルーム2授業を受けており、時間割が通常学級3授業、リソース・ルーム3授業に変更された場合、親の許可が必要なプレースメントの変更ではありません。

## 発育遅延

有資格専門家で構成される評価チームにより、次の一つ以上の分野で遅延が見られると判断された、3～5歳の子供：身体的発達、認知発達、コミュニケーション発達、社会性または情緒的発達、適応性の発達。この用語は、次の障害の分類の代わりに使われる場合があります：認知障害、情緒障害、または言語機能障害。

## 適法手続き

2004年個別障害者教育法（IDEA）で説明された、親および障害児の権利を保護する一連の手続き。

## 適法な不服申立ておよび聴聞の要請

公平で適法な聴聞は、親または公共機関の要請を受けて実施される、公式の聴聞です。これは、特殊教育および関連サービスの子供の受給資格またはその受給に関連する適法な不服申立てを解決するために行われます。

## 早期介入サービス（EIS）

障害または発育遅延を持つ生後～2歳の子供に提供されるサービス。

## 評価

子供が障害を持つか、また子供が必要とする特殊教育および関連サービスを決定する手続き。

### 評価チーム

子供の IEP チーム、および必要と判断される他の有資格専門家。

### 無料で適切な公教育 (FAPE)

公費で、公共の監督および管理のもと、親の費用負担無しで提供される特殊教育および関連サービス。これらのサービスは、オハイオ州教育省の基準を満たさなければなりません。州内の適切な就学前・初等・中等教育が含まれなければなりません。また、子供の IEP に基づいたものでなければなりません。

### 機能的行動評価 (FBA)

インタビュー、生徒の行動の直接観察やその他評価を含む手続き。子供の環境の何が不適切な行動の引き金となるのか、また前向きな結果や反応につなげるため、子供にどのような代替行動を教える必要があるのか、を判断するためにこの手続きを用います。機能的行動評価の一環としての質問には、次のものが含まれます：問題行動の前に何がありましたか？問題行動の間に何が起こりましたか？問題行動の結果何が起こりましたか？どのような環境で問題行動が起こりましたか？子供の薬に変更はありますか？適切な時に薬が子供に与えられましたか？

### 機能職業評価

実際の職務要件について、生徒の作業特性や訓練・援助のニーズを判定するために用いられる手続き。機能職業情報が収集されるのは、生徒にとり最適な仕事を判定するためです。

### 一般教育課程

障害を持たない子供に教育されるものと同じ内容の課程。

### ホームレスの子供

マッキニー・ベント・ホームレス援助法

(McKinney-Vento Homeless Assistance Act)

(修正を含む、合衆国法典第 42 編第 11431 条以下)の合衆国法典第 42 編第 11434 条(a)項部分の「ホームレスの子供および青少年」という用語を参照してください。

### IDEA

2004 年個別障害者教育法 (合衆国法典第 20 編第 1400 条)、第 108 回議会公法第 108-446 号、2004 年 12 月 3 日。

### 個別教育評価 (IEE)

子供の学区の被雇用者ではない、研修を受けた専門家によって実施される子供についての評価。

### 個別教育計画 (IEP)

連邦および州規則に従って作成、見直し、改定される、子供のための文書。

### 個別教育計画 (IEP) チーム

障害児のための IEP を作成、見直し、改定するチーム。

### 暫定的代替教育の場 (IAES)

子供が懲戒を受けている間、学区は子供を現在の教育プレースメント (場所) から退出させる場合があります。子供の IEP チームが適切な別のプレースメントを決定し、これを暫定的代替教育の場 (IAES) と呼びます。次の状況では、どの学校職員でも IAES を決定できます。

子供が、

- 武器を学校に持っていった、あるいは在籍時に学校構内で所持していた、また、学区やオハイオ州教育省の権限で行われる校外行事に持っていった、あるいは行事中所持していた。
- 在籍時に学校構内で、また学区やオハイオ州教育省の権限で行われる校外行事で、故意に違法薬物を所持ないし使用した、または規制薬物を販売ないしはその売買の勧誘をした。または、
- 在籍時に学校構内で、また学区やオハイオ州教育省の権限で行われる校外行事で、他人に重症を負わせた。

### 個別教育計画 (IEP) 円滑化

研修を受けた中立の専門家の援助により、IEP チームが子供に質の高い IEP を作成できること。

### 支援介入チーム (Intervention Assistance Team, IAT)

問題を抱えている子供について様々な様式の援助を考案するために集まる、子供の学校教育者チーム。子供の IAT ミーティング出席の案内が親に出される場合があります。

### 最も制約の少ない環境 (LRE)

(公立学校、非公立学校、その他の保護施設をとわず) 障害児は、障害を持たない子供とでき

る限り一緒に教育されます。子供の障害が深刻であり、補完的援助およびサービスを用いて通常学級で子供を教育できない場合にのみ、障害児を通常の教育環境から退出させます。

### 英語能力に制限がある (LEP)

子供が英語を話し、読み、書き、理解する能力に制限がある、または能力がない状態。1965年初等中等教育法第 (Elementary and Secondary Education Act of 1965) 9101 章による定義も参照してください。

### 顕在確定

子供の行動が子供の障害に起因する、あるいは子供の障害の結果である、という判定。この判定は学区、親 (あなた)、IEP チームの関連メンバーによって下されます (「関連メンバー」は親と学区が決定します)。

### 調停

調停者と呼ばれる、研修を受けた公平な第三者によって実施される、二者間の係争を解決するための自発的な手続き。調停者は、オハイオ州教育省が管理する調停者一覧表から選ぶことができます。

### 修正

子供個人の教育ニーズを満たすため、子供の学校、勉強、環境に加えられた変更。

### 母語

- 英語能力に制限がある人物にとって、次を含みます。
  - 当該人物が通常用いる言語、または、子供の場合、次の項目を除いて子供の親として親が通常用いる言語。
  - 子供とのすべての直接連絡 (子供の評価を含む) において、子供が家庭または学習環境で通常用いる言語。
- 聴覚障害または視覚障害がある人物、または書き言葉を持たない人物にとって、該人物が通常用いるコミュニケーション手段 (手話、点字、口頭でのやりとりなど)。

### 非公立学校

非公立学校とは、私人・民間会社・民間組織によって組織・管理される教育機関です。認可非公立学校は、オハイオ州法第 3301-35 章の定める適用基準「オハイオ州学校の運営基準」を満

たさねばならない「私立学校」とみなされます。非認可で税金援助を受けていない学校は、設立認可されておらず、忠実に守られた宗教的信念のため州教育委員会による設立認可を求めるものではありません。

### 目的

子供がある年次目標を達成する一段階として習得すべき、小さくまとまった、より扱いやすい学習課題。目的は、年次目標で説明された技能を個々の構成要素に分けられたもので、習得された時点で、該年次目標が達成されます。

### 親

- (A) 「親」は次のいずれかを意味します。
- 子供の生物学的父母または子供を養子縁組した父母で、子供の里親ではありません (注: 里子の法的監護は里親ではなく児童サービス機関にあるため、里親が親の役目をするのはオハイオ州法により禁止されています。里親は、適用要件を満たす場合、代理親として任命される場合があります)
  - 一般的に子供の親の役割を果たす権限、または子供の教育上の決定を下す権限を持つ後見人 (子供が州の被後見人の場合、州ではありません)
  - 子供と同居しているか、または子供の福祉に法的責任を持つ、生物学的父母または子供を養子縁組した父母の代理として行動する人物 (祖父母、継親、その他の血縁者を含む)、または、
  - 連邦規則集第 34 編第 300.519 章または IDEA 第 639 章(a)(5)のもと任命された代理親
- (B) 本定義 (C) の記述を除いて、生物学的父母または子供を養子縁組した父母は、IDEA パート B のもと親としての行動を試みる場合で本定義 (A) のもと複数の有資格当事者が存在する場合、生物学的父母または子供を養子縁組した父母が子供の教育上の決定を下す法的権限を持たない場合を除き、本節の目的上親として推定されなければなりません。
- (C) 司法判決あるいは司法命令において、本定義(A)(1)~(3)のもとでの一名または複数の特定個人が子供の「親」として行動する、または子供の教育上の決定を下すと特定される場合、そのような一名または複数の個

人が、本定義の目的上「親」と判断されま  
す。

注： 18歳の生徒は自分の意向で行動できます。

### プレイスメント

障害児に提供されるサービス、サービスの場所、  
サービスの供給者が含まれます。

### 障害幼児

少なくとも3歳以上で、まだ6歳に達してい  
ない子供。および、障害児の定義を満たす、  
または、学区の選択で、次にあてはまる子供

- 次の1つ以上の分野で発育遅延がみら  
れる： 身体的発達、認知発達、コミュ  
ニケーション発達、社会性または情緒的  
発達、適応性の発達。および、
- そのため、特殊教育と関連サービスを必  
要とする子供。

### 就学前特殊教育

3～5歳の障害児のニーズを満たすよう特別に考  
案された教育。

### 現在の実績レベル (PLOP)

子供に関する情報から作成された報告書。これ  
らの情報には、現在の IEP に関する子供の進歩  
状況、評価チーム報告書、親または子供からの  
意見、介入、アセスメント、観察、特殊要因が  
含まれます。この情報により、長所とニーズを  
含めた子供の「現状」が示されます。

### 適正手続き

子供が無料で適切な公教育を受けることについ  
て、連邦および州の法や規則で定められた障害  
児および親の権利を保護する手続き。

### 公共機関

学区、および発達障害郡委員会、他の教育機関、  
コミュニティ・スクール、その他障害児教育の  
提供責任がある州の行政的小区域が含まれます。

### 公費

親の費用負担なしで、学区が支払うこと、また  
はその他の方法で供給されること。

### 再評価

子供がまだ障害をもち続けるかの判定、また子  
供の教育ニーズの決定に用いられる手続き。

### 照会

障害を持つ疑いがある子供、または障害を持つ  
と確定された子供に対する第1回目評価または  
再評価を求める、親・学区・他の教育機関によ  
る要請。

### 関連サービス

子供が特殊教育から利益を得る支援に必要な、  
移動、発達、更生、その他補助的なサービス。  
連邦規則集第34編第300.34条に記載されるサ  
ービスも含まれます。

### 解決ミーティング円滑化

適法な不服申立てを解消するため学区が設定す  
る解決ミーティングに、研修を受けた中立の専  
門家が求められた場合、これを解決ミーティ  
ング円滑化と呼びます。「まとめ役」は、親と  
IEP チームメンバーが意見の不一致を解決する  
試みを援助します。

### 学区

シティ、ローカル、エグゼンプテッド・ビレッ  
ジの学区、またはコミュニティ・スクール。

### 居住地の学区 (DOR)

障害児の親が住む場所の学区。子供がコミュニ  
ティ・スクールに在籍している場合、当該コミ  
ュニティ・スクールが子供の居住地の学区とさ  
れます。

### サービスプラン

親が非公立学校に入れ、サービス受給が指定さ  
れている障害児に、学区が提供する特殊教育お  
よび関連サービスを説明した文書。サービスの  
場所と必要とされる移動が、含まれています。

### 特殊教育

障害児に特有なニーズを満たすため、親には無  
料で特別に考案された教育で、学級内、家庭、  
病院や他施設、その他の場所での指導；体育教  
育、連邦規則集第34編第300.39条に定められ  
た規則を含みます。

### 標準テスト

毎回同じ方法で実施されるテストで、異なった  
能力分野を評価するため小部分に分かれていま  
す。標準テストの例として、知能テスト、学力  
または言語テスト、発達テスト、適応行動テ  
スト、行動評価および微細運動テスト、粗大運動  
および視覚的認知テストがあります。

### **州レベルの再審査**

親または学区のいずれかが上訴した適法な聴聞の裁定の再審査。特殊児童局によって任命された州レベルの再審査官が実施します。

### **現状維持**

適法な聴聞の間の子供の立場。州や地方機関と親が別段の合意をしない限り、子供は現在の教育の場に留まらねばなりません。

### **補完的援助およびサービス**

通常教育学級・その他教育の場・課外および学問以外の場で提供される、援助・サービス・その他サポート。障害児が、障害を持たない子供とできるだけ共に学習できるよう取り計らうことが目的です。

### **代理親**

代理親は、特殊教育および関連サービスの子供の受給資格およびその受給に関連する全事項について障害児を代理できる個人です。子供の親が特定できない、子供の親の所在地がわからない、子供が州の被後見人である、または子供が同伴者のいないホームレスの青少年である場合に、代理親が任命されます。

### **停学**

違反行動のため、現在の教育プレースメント（教育の場）から子供を最高 10 日間連続で退出させること。

### **移行サービス**

16 歳以下の障害児の学力向上を重視した、調整の取れた活動の一連。移行サービスは学校生活から社会人生活への転換期にある子供を援助し、高等教育；職業訓練；就職；生涯教育や社会人教育、社会人サービス、；自立生活または地域参加、が含まれます。移行サービスは子供個人のニーズに基づき、子供の長所、好み、関心が考慮されます。移行サービスには、教育；関連サービス；地域社会経験；雇用開発その他社会人生活計画目標の策定、また適切とされる場合には、日常生活技能の発達や機能職業評価の提供、なども含まれます。14 歳以下の子供で、IEP チームが適切と判断した場合、移行サービスは子供の学習課程に重点を置くことができます。

### **州の被後見人**

「州の被後見人」とは、子供の居住州により、里子、被後見人、または公共児童福祉機関に保護されている子供と判断された子供を意味します。

## 障害用語の定義

### 自閉症

言語および非言語コミュニケーションや社会交流に著しい影響を与える発達障害の一種で、一般的に3歳前から明らかとなり子供の学業成績に著しい悪影響を与えます。自閉症としばしば関連付けられる他の特徴には、反復的な行動や常同運動を繰り返す、環境や日課の変化に抵抗を示す、感覚的経験に異常な反応を示す、などがあります。子供に深刻な情緒障害があるということが主な理由で学校業績に悪影響が出ている場合には、この用語は適用されません。3歳以降に自閉症の症状が現れた場合でも、本定義の最初の2文の要件が満たされた場合、子供に自閉症があると特定する場合があります。

### 認識障害

適応行動の欠陥（つまり適用能力の欠如）を伴い、全般的知力が平均を大きく下回ること。子供の発達期にみられ、子供の学業成績に悪影響を与えます。

### 盲聾障害

聴覚障害と視覚障害が同時に発生すること。障害が重複していることで、コミュニケーションやその他発達上、教育上の深刻な問題が発生するため、盲聾障害児は、盲または聾の一方のみを持つ子供のための特殊教育計画では対応不可能です。

### 聾

増幅にかかわらず子供が聴覚を介した言語処理ができない重度の聴覚障害で、子供の学業成績に影響が出ます。

### 情緒障害

次の特徴のうち1つ以上を長期間ある程度見せる状態で、子供の学業成績に影響を与え、以下を招きます。

- 知的・感覚的・健康上の要因によっては説明できない学習不能
- 同級生や教師と満足できる関係の構築・維持の不能
- 通常の状態での不適切な行動や感情
- 全般的な広範囲にわたる不満や落ち込みの気分、または、

- 個人的なまたは学校の問題に関連して身体的症状あるいは恐怖感を発現する傾向。この用語には統合失調症を含みます。深刻な情緒障害を持つと判断されないかぎり、この用語は社会的に適応できない子供には適用されません。

### 聴覚障害

恒常的または変動的な聴覚の障害で、子供の学業成績に悪影響を与えますが、聾の定義には含まれません。

### 複合障害

（認識障害を伴う盲目や肢体不自由者など）同時に発生する障害で、障害の重複により教育上の深刻な問題が発生するため、単独の障害に対する特殊教育計画では対応不可能です。この用語は盲聾障害を含みません。

### 肢体不自由

子供の学業成績に悪影響を与える深刻な肢体不自由。この用語は、先天異常が原因の障害（内反足、器官の先天性欠損など）、病気が原因の障害（ポリオ、骨結核など）、他の原因による障害（脳性麻痺、切断、骨折や火傷が原因の拘縮など）を含みます。

### その他健康障害

体力、活力、または即応力が限られること。環境刺激に対する強い警戒も含められ、結果として教育環境への即応力が制限されます。原因には、喘息、注意欠陥障害または注意欠陥多動性障害、糖尿病、てんかん、心臓病、血友病、鉛中毒、白血病、腎炎、リウマチ熱または鎌状赤血球貧血、トゥレット症候群などの慢性または急性健康問題があります。子供の学業成績に悪影響を与えます

### 特異性学習障害

話し言葉や書き言葉の理解や使用に關与する基礎的心理的過程における一つないしそれ以上の障害を意味し、これらの障害は、聴く、考える、話す、書く、綴る、計算する能力の不全として現れます。この用語は、知覚の障害、脳損傷、微細脳機能不全、読字障害、発達性失語症などの状態を含みます。この用語には、視覚・聴覚・運動機能、認識障害、情緒障害、または環境的・文化的・経済的な悪条件が本質的原因で生じた、学習上の問題を持つ子供は含みません。

### **発語または言語障害**

どもり、構音障害、言語機能障害または発声障害など、子供の学業成績に悪影響を与えるコミュニケーション障害。

### **外傷性脳損傷**

外力その他医学的症候がもたらす脳への損傷で、医学的症候には脳梗塞、酸素欠乏、感染症、動脈瘤、脳腫瘍、内科療法または外科治療が原因の神経傷害などを含みますがこれらに限定されません。損傷は、全身または部分的機能的障害や社会心理的障害、またはその両者を引き起こし、子供の学業成績に悪影響を与えます。この用語は、開放性または閉鎖性頭部損傷、また後天的脳損傷の原因となった他の医学的症候に適用されます。損傷によって、認知、言語、記憶、集中、論理的思考、抽象的思考、判断、問題解決、感覚・知覚・運動能力、社会心理的行動、身体機能、情報処理、発話など、一つ以上の分

野で障害が生じます。この用語は、先天性や退行性の脳損傷、また出産時外傷が誘発した脳損傷には適用されません。

**盲を含む視覚障害** 矯正を行っても子供の学業成績に悪影響を与える視覚障害。この用語は、弱視と盲の両方を含みます。以下のいずれかが子供にとっての視覚障害です。

- 良い方の矯正視力が測定値 **20/70** 以下の結果となる、本質的に知覚的な性質のものではない視覚障害、または、
- 教育の場で特別な教育プレースメント、教材、および／またはサービスが必要とされる程度に視覚機能に影響を与える身体的な眼の状態。

実施日：2010年6月14日

先行実施日：2000年2月；2004年11月；2004年11月への補遺：2005年7月1日実施；2005年9月（技術的訂正2005年9月23日、2005年11月7日、2005年11月17日）；2007年3月1日；2007年3月1日：2007年4月3日訂正；2008年7月1日；2009年9月補遺

# 調停、不服申立、適 法な不服申立別紙様 式





オハイオ州教育省  
特殊児童局

### 調停の直接要請

障害を持つ私の子供が関与する問題を解決するため、子供の学区との調停を要請します。私に代わって学区に連絡願います。

日付： \_\_\_\_\_

子供の氏名： \_\_\_\_\_

子供の学年： \_\_\_\_\_

子供が通学する学校と学区： \_\_\_\_\_

親の氏名（活字）： \_\_\_\_\_

親の署名： \_\_\_\_\_

住所： \_\_\_\_\_

市、州、郵便番号： \_\_\_\_\_

電話番号（あれば複数）： \_\_\_\_\_

郵便および／またはファックス送付先：  
Ohio Department of Education  
Office for Exceptional Children  
Mediation Coordinator  
25 South Front Street, Mail Stop 202  
Columbus, OH 43231-4183  
電話： (614) 752-1679  
ファックス： (614) 728-1097

オハイオ州教育省

特殊児童局

宛先 : Assistant Director of Procedural Safeguards  
25 South Front Street, 2<sup>nd</sup> Floor, MS 202  
Columbus, OH 43215

## 不服申立様式

不服申立人の氏名 : \_\_\_\_\_

生徒との関係 : \_\_\_\_\_

不服申立人の住所 : \_\_\_\_\_

市、州、郵便番号 : \_\_\_\_\_

不服申立人の電話番号 :

勤務先 : (\_\_\_\_) \_\_\_\_\_

自宅 : (\_\_\_\_) \_\_\_\_\_

電子メールアドレス (任意) \_\_\_\_\_

生徒の氏名 : \_\_\_\_\_

生徒の住所 (不服申立人の住所と異なる場合) : \_\_\_\_\_

生徒の年齢 : \_\_\_\_\_ 生徒の学年 : \_\_\_\_\_

生徒の認定/未確認障害分野 : \_\_\_\_\_

生徒の居住地の学区 : \_\_\_\_\_

生徒が通っている学校名 : \_\_\_\_\_

子供が自閉症奨学金プログラムに参加しているかどうか確認してください。

関連事実を含めた問題の説明 :

---

---

---

---

---

---

違反日： \_\_\_\_\_

\*連邦規則集第 34 編第 300.153 条(c)項 [不服申立ての申請] のもと、主張された違反日は本申立て提出日から 1 年以内でなければなりません。

問題に対する提案する解決案：

---

---

\*提案する解決案は考慮されますが、不服申立ての最終決議はオハイオ州教育省特殊児童局によって決定されます。

関連事実を含めた問題の説明：

---

---

---

---

---

---

違反日： \_\_\_\_\_

\*連邦規則集第 34 編第 300.153 条(c)項 [不服申立ての申請] のもと、主張された違反日は本申立て提出日から 1 年以内でなければなりません。

問題に対する提案する解決案：

---

---

\*提案する解決案は考慮されますが、不服申立ての最終決議はオハイオ州教育省特殊児童局によって決定されます。

関連事実を含めた問題の説明：

---

---

---

---

---

---

違反日： \_\_\_\_\_

\*連邦規則集第 34 編第 300.153 条(c)項 [不服申立ての申請] のもと、主張された違反日は本申立て提出日から 1 年以内でなければなりません。

問題に対する提案する解決案：

---

---

\*提案する解決案は考慮されますが、不服申立ての最終決議はオハイオ州教育省特殊児童局によって決定されます。

関連事実を含めた問題の説明：

---

---

---

---

---

---

違反日： \_\_\_\_\_

\*連邦規則集第 34 編第 300.153 条(c)項 [不服申立て]のもと、主張された違反日は本申立て提出日から 1 年以内でなければなりません。

問題に対する解決案：

---

---

\*提案する解決案は考慮されますが、不服申立ての最終決議はオハイオ州教育省特殊児童局によって決定されます。

関連事実を含めた問題の説明：

---

---

---

違反日： \_\_\_\_\_

\*連邦規則集第 34 編第 300.153 条(c)項 [不服申立て]のもと、主張された違反日は本申立て提出日から 1 年以内でなければなりません。

問題に対する解決案：

---

---

---

\*提案する解決案は考慮されますが、不服申立ての最終決議はオハイオ州教育省特殊児童局によって決定されます。

これらの問題について連絡を取った学校関係者の名前を記入してください：

氏名／役職

---

---

---

不服申立人署名： \_\_\_\_\_

連邦規則集第 34 編第 300.153 条のもと、本様式には署名が必須です。署名がない場合、本様式は処理されず署名補充のため返送されます。

- 特殊児童局は、オリジナルの署名された正式の不服申立てのみ受け付けます。ファックスや e メールで送られた不服申立ては
- 連邦規則集第 34 編第 300.153 条(c)項のもと、不服申立人は申立ての写しを不服申立ての相手側である学区に送る義務があります。

不服申立ての相手側である学区長に本申立ての写しを送付済みの場合には、ここにチェック印を入れてください。(これは必須項目です。)

OEC の審査の終わりに、不服申立人により情報開示についての必要な同意が入手され提出されていない限り、親、または成人に達している場合は生徒、および学区にのみ調査結果が支給されます。不服申立てに情報開示についての必要な同意が行われていない場合、特定された違反内容が全て取り上げられたという内容の確約書が不服申立人に送られます。

**注：** 本様式の使用は必須ではありません。本様式を使用せず独自の不服申立てを提出する場合、連邦規則集第 34 編第 300.153 条の定める情報全てが不服申立てに記載されなければなりません。

不服申立てはすべて次の宛先までお送りください：

Ohio Department of Education  
Office for Exceptional Children  
Attn : Assistant Director of Procedural Safeguards  
25 South Front Street, 2<sup>nd</sup> Floor, MS 202  
Columbus, OH 43215

本書式の記入、または不服申立てのプロセスについて関してご質問のある型は、特殊児童局に (614) 466-2656 までお電話でご連絡ください。

発効日： 2009 年 8 月

## 適法な不服申立ておよび適法な聴聞の要請 記入要領

全項目に必要な事項を記載してください。

1. 子供の氏名、生年月日、学年。
2. **障害の分類**： 現在子供にあてはまる全ての障害を記載してください。 子供が障害児であると認定されていない場合、所定の欄に「子供は認定されていない」と記入してください。
3. 子供の居住地の**住所**；ホームレスの子供または青少年の場合、有効な連絡先情報。
4. 子供が通っている学校の名前および所在地。
5. **親の氏名および住所**（子供の住所と異なる場合）；ホームレスの子供または青少年の場合、子供の**有効な連絡先情報**：「ホームレス」は、マッキニー・ベント・ホームレス援助法（合衆国法典第 42 編第 11434 条 a 項(2)号）第 725(2)章の意義の範囲内のホームレスを意味します。および、電話番号。
6. **調停**： 調停は、係争を解決するため州が提供する無料サービスです。 調停への参加は完全に自発的なものであり、両当事者によって合意されなければなりません。 係争解決のための措置を話し合うため、調停者が両当事者の日程を調整します。 調停は適法手続きと並行しますが、通常、適法な聴聞が行われる前に調停のミーティングが予定されます。 調停に関心がある場合、該当する欄にチェック印を入れてください。
7. **問題および関連事実の説明**： 適法な聴聞を要請する理由となった問題の性質を説明し、該問題に関連する事実も記載してください。 **問題の例**： 学区が子供の IEP を実施しなかったことが問題であった。 **問題に関連する事実の例**： IEP で指定された会話および言語サービスを子供が受けなかった。
8. **解決案の説明**： 現時点で分かり、提案できる範囲内で解決案の内容を説明してください。 **解決案の例**： 娘の IEP で指定された会話および言語サービスを娘が受けることを提案します。
9. **弁護士または代理人**： 本件に弁護士または代理人がついている場合、氏名と住所を記入してください。 親または地方教育機関（local educational agency、LEA）が本欄に記入した場合、適法手続きの全ての連絡および情報は、親または LEA ではなく弁護士または代理人に送付されます。
10. **署名**： 聴聞を要請する当事者は、不服申立て通知／適法な聴聞の要請に、氏名を活字体で記載し、署名のうえ、日付記入する必要があります。
11. **該当する場合、迅速処理聴聞**： 懲戒的退出に関するプレースメントの決定または顕在確定に同意しない場合にのみ、親は迅速処理聴聞を要請できます。 子供の現在のプレースメントを継続することで本人または他の人々に危害が加わる相当な可能性があるとして LEA が判断する場合にのみ、LEA は迅速処理聴聞を要請できます。 **迅速処理聴聞はこの他の理由では要請できません。**
12. **要請の提出**： 記入済み要請は、原本を相手方当事者に送付し、写しを宛先 Ohio Department of Education, Office for Exceptional Children, Procedural Safeguards, 25 South Front Street, Columbus, Ohio 43215-4183 まで郵送、またはファックスで (614) 728-1097 まで送ってください。  
**注**： 本様式の使用は必須ではありません。 本様式を使用せず独自の適法手続き要請を提出する場合、連邦規則集第 34 編第 300.508 条の定める情報全てが適法手続き要請に記載されなければなりません。

適法な不服申立ておよび適法な聴聞の要請

代理人によって聴聞が要請されている子供の氏名	子供の生年月日 (月／日／年)	学年
障害の分類		
子供の居住地の住所；ホームレスの子供の場合、有効な連絡先情報		
子供が通っている学校の名前および所在地		
親の氏名および住所（子供の住所と異なる場合）；ホームレスの子供または青少年の場合、子供の有効な連絡先情報	電話番号 ( )	
	日中の電話番号 ( )	
ニヶ国語通訳または手話通訳の要請  <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 「はい」の場合、言語／コミュニケーションの様式を明記してください。		
学区長の氏名および居住地の学区		
調停  <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 調停に関心があります。		
問題の説明（提案された導入、プレースメントの変更、または無料で適切な公教育の提供に関する子供の問題の性質を説明してください。）（必要に応じて別紙に記載）		

適法な不服申立ておよび適法な聴聞の要請（続き）  
問題の説明（続き）

**事実**（上記問題に関連する事実を記載してください。）（必要に応じて別紙に記載）



適法な不服申立ておよび適法な聴聞の要請（続き）	
親／後見人または LEA の弁護士または代理人の氏名と住所。本欄に記入がある場合、適法手続きの全ての情報および連絡は、親または LEA ではなく弁護士または代理人に送付されます。	電話番号 ( )
	ファックス番号 ( )
<p>聴聞要請者（ひとつにチェック印を入れてください）：</p> <p><input type="checkbox"/> 聴聞が実施される子供の代理となる親／後見人</p> <p><input type="checkbox"/> 居住地の学区（学区長）</p> <p><input type="checkbox"/> その他の教育機関（名称）：</p> <p>_____</p> <p><input type="checkbox"/> _____</p> <p><input type="checkbox"/> 少なくとも 18 歳以上で 21 歳を過ぎていない障害児</p>	<p>_____</p> <p>聴聞要請者の氏名（活字）</p> <p>_____</p> <p>聴聞要請者の署名</p> <p>_____</p> <p>署名日</p>
<p><b>迅速処理聴聞の要請</b> （迅速処理聴聞を要請する場合のみ、この欄に記入してください）</p> <p>迅速処理聴聞は、次のいずれかの理由があてはまる場合にのみ要請できます。</p> <p><b>親：</b> 生徒の親／後見人として、迅速処理聴聞を要請する理由は以下の通りです（次のどちらかにチェック印を入れてください）：</p> <p><input type="checkbox"/> 懲戒的退出に関するプレースメントの決定に同意しません；または</p> <p><input type="checkbox"/> 頭在確定に同意しません。</p> <p><b>学区：</b> 学区として、迅速処理聴聞を要請する理由は以下の通りです：</p> <p><input type="checkbox"/> 子供の現在のプレースメントを継続することで本人または他の人々に危害が加わるかなりの可能性があるかと判断します。</p>	
<p><b>要請の提出：</b> 記入済み要請は、原本を相手方当事者に送付し、写しを宛先 Ohio Department of Education, Office for Exceptional Children, Procedural Safeguards, 25 South Front Street, Columbus, Ohio 43215-4183 まで郵送、またはファックスで (614) 728-1097 まで送ってください。<b>注：</b> 本様式の使用は必須ではありません。本様式を使用せず独自の適法手続き要請を提出する場合、連邦規則集第 34 編 300.508 条の定める情報全てが適法手続き要請に記載されなければなりません。<b>記入要領は 1 ページを参照してください。</b></p>	

2005 年 7 月 1 日、2007 年 2 月 1 日改訂、2008 年 7 月 1 日改訂；2008 年 8 月 28 日改訂

適法な不服申立ておよび適法な聴聞の要請、2008 年 8 月 28 日改定



オハイオ州教育省  
特殊児童局

### 取消し

適法手続きおよび／または不服申立て取消し様式  
不服申立ておよび／または適法手続き取消しの目的のみで用いること

事件番号： \_\_\_\_\_

不服申立て取消し

適法手続き取消し

調停または和解協定について次の二者 \_\_\_\_\_

および \_\_\_\_\_、以下「当事者」と称します、

で当事者双方による合意が得られました。本合意の結果、次の者

\_\_\_\_\_ がここに不服申立てを取消します。

不服申立ての相手 \_\_\_\_\_

不服申立て提出日 \_\_\_\_\_。

親の署名： \_\_\_\_\_ 日付： \_\_\_\_\_

学区代理人の署名： \_\_\_\_\_ 日付： \_\_\_\_\_

証人の署名： \_\_\_\_\_ 日付： \_\_\_\_\_

郵便および／またはファックス送付先：

Ohio Department of Education  
Office for Exceptional Children  
Mediation Coordinator  
25 South Front Street, Mail Stop 202  
Columbus, OH 43231-4183  
電話： (614) 752-1679  
ファックス： (614) 728-1097

2008年7月1日実施